

第 2 号

(9月22日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第2号

令和7年9月22日(月曜日)

議事日程 第2号

令和7年9月22日(月曜日)午前10時開会

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(46人)

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉鳶 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤 泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君

中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西聖 一君
山西 口裕君
渕上 陽一君
坂田 孝志君
溝口 幸治君
池田 和貴君
吉永 和世君
藤川 隆夫君
岩下 栄一君
前川 收君

欠席議員氏名(1人)

松田 三郎君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内 信義君

副知事 亀崎直隆君
知事公室長 深川元樹君
総務部長 千田真寿君
企画振興部長 富永隼行君
理事 阪本清貴君
理事 府高隆君
健康福祉部長 下山薰さん
環境生活部長 清田克弘君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 脇俊也君
農林水産部長 中島豪君
理事 間宮将大君
土木部長 菰田武志君
会計管理者 野中眞治君
企業局長 久原美樹子さん
病院事業者 平井宏英君
教育長 越猪浩樹君
警察本部長 佐藤昭一君
人事委員会事務局長 城内智昭君
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 兼総務課長 鈴和幸
議事課長 下崎浩一
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、代表質問を行います。

発言の通告があっておりますので、これより順

次質問を許します。

なお、質問時間は1人100分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

自由民主党内野幸喜君。

〔内野幸喜君登壇〕(拍手)

○内野幸喜君 おはようございます。自由民主党・玉名郡区選出・内野幸喜です。(聴取不能)まあ、これ、iPadを使うとあるあるで、すみません、本当。今回、自由民主党県議団を代表しての代表質問を行わせていただきます。

先月の8月10日から11日にかけて甚大な被害をもたらした大雨、その大雨によって4名の貴い命が犠牲となりました。また、いまだお1人の方が行方不明でいらっしゃいます。改めて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

まず、その大雨被害から、早速、1番目の質問ですので、質問に入らせていただきたいと思いますが、最後までの御清聴、どうぞよろしくお願ひいたします。

県内に甚大な被害をもたらした8月の大雨水への対応について質問します。

先月10日から11日にかけて県内を襲った記録的大雨では、各地に線状降水帯が発生し、私が住んでいる長洲町をはじめ、県内7つの市と町に大雨特別警報が発令されるなど、県内の広範囲で甚大な被害をもたらしました。

9月19日現在、4名の方がお亡くなりになり、行方不明の方が今も1名いらっしゃいます。けがをされた方も、重傷者と軽傷者を合わせ25名いらっしゃいます。また、住宅被害は、全壊が20棟、半壊が2,226棟、一部損壊が4,665棟、それに床上浸水と床下浸水を合わせると2,151棟、合計で9,000棟を超える住宅に被害が出ています。

さらに、農林畜水産業や道路、河川等の公共土木施設、学校施設や福祉施設、商工業等にも大きな被害が発生しています。

例えば、玉東町では、県管理河川の木葉川が破堤により一部氾濫し、住宅のみならず、公民館や体育館、福祉施設等が大きな被害を受けました。また、同じく木葉川の下流域右岸側に所在する精密機械を扱う工場でも、多くの機械等が浸水し、相当規模の被害が発生しています。

こうした被害額は、日々被害の全容が明らかになるとともに膨れ上がり、商工業等で約283億円、農林水産業で約854億円、公共土木施設で約661億円となり、県全体では約1,800億円に上っています。

このように県内各地に大きな傷痕を残した今回の記録的な大雨、これまでの大震とは違う面があったとも感じています。

平成24年の熊本広域大水害では阿蘇地域と熊本市、5年前の令和2年7月豪雨では県南地域というように、特定の地域に降雨や被害が集中する傾向がありました。しかしながら、今回は、県北、県央、県南、天草地域と、広範囲において線状降水帯による記録的な大雨となり、被害が拡大しました。

また、今回の浸水被害では、排水能力を大幅に上回る記録的な雨量や一部の排水機場が稼働しなかったことにより、内水氾濫が発生した地域もあります。外水氾濫に比べて建物への構造的な被害は少なかったものの、住宅や車の浸水、農畜産物等への被害も発生しています。

ゲリラ豪雨や線状降水帯など、雨の降り方は年々激しさを増してきているように感じます。今後も記録的な大雨が広範囲に降るのであれば、市町村の避難誘導や応急対応をサポートする県も、同時に並行で多くの市町村を支援していくケース

が増えてくると思います。

そこでまず、今回の大震の初動対応においての県としての対応や今後の課題となった点について、知事にお尋ねいたします。

次に、今も多くの方が、生活再建や事業再建、営農再開等に向けて必死の復旧作業に取り組まれています。この動きに、行政や議会もスピード感を持って一緒に取り組んでいく必要があります。特に、被害が甚大な場合には、県や市、町だけでは対応が難しいことから、国等へのさらなる支援を求めていく必要があるとも考えます。

そこで、被災者の方々が一日も早く被災前の元の生活に戻ることができるよう、今回の被害状況を踏まえた今後の復旧、復興についての県の考え方を知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 会派自由民主党代表質問、内野議員からの御質問、まず、県内に甚大な被害をもたらした8月の大震被害への対応についてお答え申し上げます。

改めて、今回の記録的な大雨被害により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

まず、今回の災害における県の初動対応についてお答え申し上げます。

本県では、これまでの平成28年の熊本地震、令和2年7月豪雨などにより甚大な被害を受ける一方、その経験を生かし、県民の生命、財産を守る災害対応力の向上を図ってまいりました。

全国にもまれな県内全ての市町村が参加する豪雨対応訓練、また、警察、自衛隊、消防などと事前にシナリオを明かさないブラインド型の訓練を平時から徹底して実施し、関係機関との連携を強

化しております。

また、県と全市町村による統一した防災情報共有システムや発災後速やかに被災市町村へ情報連絡員を派遣する制度も導入しております。

こうした取組の結果、今回の災害においても、被災市町村や関係機関と速やかに初動対応の体制構築を行うことができました。

具体的には、例えば、天草につながる唯一の道である国道266号パールラインでの土砂崩れに対して、早期の道路啓開を行いました。各地で発生した孤立状態の解消、また、県や被災を逃れた市町村から今度は被災した市町村に応援職員を派遣したことによりまして、罹災証明書の発行、災害廃棄物処理の迅速化など、一日も早い生活再建に向けた力強い対応ができたと考えております。

ただ、一方で、幾つかの課題も明らかになっております。具体的には、これも議員が今御指摘いただきました、建物、農地への浸水被害や車両水没をもたらした内水氾濫への対応、また、被害情報をはじめとする市町村との情報共有、ボランティアの確保などでございます。

今後、激甚化、頻発化する豪雨災害に備えるために、改善策を検討していく必要があると考えております。

そのため、今回の災害の一連の対応について、市町村や関係機関との意見交換を含めた検証を進めていきたいと考えております。この検証結果を今年度中に取りまとめて、今後の本県の災害対応力の向上につなげていきたいと考えております。

次に、今後の復旧、復興についてお答え申し上げます。

私は、これまで現場主義を政治理念に掲げております。まさに今回のような災害発生時にこそ、この現場主義という理念を最大限に發揮して行動すべきと考えました。

このため、発災直後の8月12日から22日までの間、11市町、計36か所の被災現場に出向きまして、懸命に復旧作業に取り組まれている被災者の方々や最前線で陣頭指揮を執っておられる首長の皆様方の生の声をお聴きいたしました。多くの現場で、今日御参加いただいている地元選出県議会議員の皆様に御同行いただきましたことにも感謝を申し上げます。ありがとうございました。

道路や河川、農林畜水産業、商工業など、様々な分野の甚大な被害状況を肌で感じ、この目に焼きつけるとともに、被災された皆様方の直面する課題もしっかりと把握いたしまして、今後の復旧、復興に何が必要であるかを明確にすることができました。

被害が甚大な分野にあっては、やはり国からの支援が必要でございます。県選出国会議員や県議会の皆様方、そして被災市町村と協議を行いまして、要望内容を早急に取りまとめ、いわゆるチーム熊本として、先月28日に石破総理大臣や関係省庁に対して緊急要望を行わせていただきました。

また、要望に先立ちまして、先月27日には、被災者の生活再建の支援など、緊急に対応が必要な予算について、総額86億円の専決処分をさせていただきました。

現在、各種施設の本格復旧に向けた経費などの精査を進めております。今後、今定例会への補正予算の追加提案も含めて、必要な対策を速やかに実行してまいりたいと考えております。

そうした中で、今後の復旧、復興を迅速かつ着実に進めていくために、今月25日、しあさってに復旧・復興本部を設置して、復旧・復興プランの作成に取りかかるることをここに表明させていただきたいと思います。

今後、この復旧・復興プランをできる限り早急に作成いたしまして、被災者の生活や事業の再建

に向けた様々な取組を強力に推進してまいります。それとともに、復旧、復興における課題の検証、そしてまた、こうした対策の進捗管理などを、部局横断でこの本部で行ってまいりたいと考えております。

引き続き、被災された方々の皆様にしっかりと寄り添いながら、一日も早い復旧、復興に向けて、県議会、被災された市町村の皆様方と連携して、全庁一丸となって取り組んでまいります。

以上です。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 今、知事の答弁の中で、今月の25日に復旧・復興本部を設置して、復旧・復興プランの作成に取りかかるとの表明がありました。ぜひ、その復旧・復興プランを、被災された方の生活再建や事業再開、営農継続等に向けての取組を力強く後押しするプランにしていただきたいというふうに思います。

同時に、今回の大雨被害では、これまでに災害時に備えて県内の市町村や警察、消防、自衛隊などと訓練等の様々な取組を行ってきた結果、先ほど知事の話にもありました、上天草市での通行止めの解消や罹災証明書の発行、災害廃棄物の仮置場の迅速な設置など、早く対応できた部分もありました。

しかし、質問で触れたように、内水氾濫への対応やボランティアの確保などの課題もあったというふうに思っています。そのため、こうした課題を検証し、今後の災害対応に生かすプラン、災害に強い熊本をつくっていくプランにもしていただきたいというふうに思っています。

今回の大雨被害については、先月28日に、高野議長、それから県選出国会議員の皆さん方と知事は、政府へ緊急要望に行かれました。我々県議会も、今回の大雨被害からの復旧、復興に向けて一

体となって取り組んでいきますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について質問します。

先ほど、県内に甚大な被害をもたらした今年8月の大河被害への対応についての答弁をいただきました。今後の復旧、復興については、5年前に県南の球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨の経験も生かされるものと考えます。

その球磨川流域では、国による流水型ダムの建設が計画されています。今月の11日に球磨川漁協臨時総会が開催され、ダム建設に伴う漁業補償契約案が可決されたとの報道に接しました。

組合員の皆さんには、豪雨災害が頻発し、防災インフラの整備は不可欠だ、ダム完成を最優先してほしいと理解を示される一方、ダムの効果や堆積土砂の影響など、説明がまだまだ不十分といった声も上がっていたようです。

以前の貯留型ダムでは、この漁業補償契約案が2度にわたり否決されています。今回の球磨川漁協の決議により、ダム本体工事着工に向けた大きな課題の一つがクリアされたと考えています。

また、国から事業認定の申請がなされたことを受け、9月5日から6日に事業の公益性等を判断するための公聴会が開催されました。人吉市の松岡市長、人吉市選出の我が党の溝口議員が、ダムに賛成の立場から公述を行われました。

溝口議員は、御自身や知事、市町村長、国会議員が流水型ダムを含む緑の流域治水の表明がなされた後の選挙で選ばれ当選していることから、流域住民の民意は、流水型ダムを含めた緑の流域治水を推進すべき、あるいはまちづくりの観点からも、次の世代が少しでも安心して暮らすためにも、ダム建設はやむを得ないということだと述べ

られました。

一方で、反対の立場の公述人からは、球磨川豪雨で多数の犠牲者が出たのは、支流の氾濫が大きな原因だ、球磨川と川辺川の合流点に架かる鉄橋付近が大量の流木でせき止められ、一時ダム化した後に決壊したことで浸水被害が拡大したなど、被害の原因を検証すべきであるといった意見も出されたと報じられていました。

先月8月の大雨では、私の地元の玉名地域だけではなく、熊本市、宇城、八代、天草地域でも大きな被害が発生し、地域住民の生命、財産を守ることの重要性を改めて認識しました。

地球温暖化の影響で、梅雨期や台風時に限らず、いつ、どこで線状降水帯による集中豪雨が発生してもおかしくない状況です。可能な限り早く必要な対策を進めてほしいと考えています。同じように、5年前に甚大な被害を受けた球磨川流域の住民の皆様も、対策を進めてほしいと切実に願っていらっしゃると思います。

球磨川流域では、国、県、市町村などあらゆる関係者が参画し、住民の安全、安心の確保に取り組んでいると認識していますが、さきに述べたような被害の原因を検証すべきであるといった意見等に対する考え方と川辺川における新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の今後の見通しについて、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 川辺川における新たな流水型ダムを含む緑の流域治水についてお答え申し上げます。

議員御紹介のとおり、9月11日の球磨川漁協臨時総会で漁業補償契約案が可決されました。このことは、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向け、大きな一歩であると受け止めています。難しい判断であったと思われますが、組合員

の皆様方が真摯に議論を重ねられ、御判断をされたことに感謝申し上げます。

また、公聴会での御意見のように、流水型ダムの建設に対して、様々な御意見があることは私も承知しております。事業主体である国が丁寧に説明を尽くしていただくことが重要であります。県としても、協力してまいりたいと考えております。

そのため、まず、今回議員が言及されました意見等について、県としての考えを御説明申し上げたいと思います。

令和2年7月豪雨災害の直後から、国、県、流域市町村が保有するデータのみならず、被災者の方々も含む民間が保有する様々な写真や動画の収集、さらには市町村職員や地元住民への聞き取り調査などもしっかりと行ってまいりました。

その後、それらの情報を基に、国や流域市町村とともに設置した検証委員会において、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫の形態、初動対応などについて、球磨川本川だけではなくて、県が管理する主要な支川についても、科学的、客観的な検証を行いました。

議員御紹介のように、よく疑問が呈されます人吉地区の支川については、球磨川本川の水位が上昇したことによって、そこに入り込む支川の水が本川に流れにくくなつたことで支川の水位が上昇して、本川と支川の合流部分である人吉市街部の大規模な氾濫が発生したことを検証いたしました。このことは、その後、球磨川水系河川整備計画の策定に当たって、球磨川水系学識者懇談会、ここにおいても、改めて専門的観点から科学的、客観的にこうした動きが確認されております。

また、くま川鉄道第四橋梁の大量の流木による、いわゆるダム化については、その下流にあります人吉大橋に設置されている危機管理型水位計

のデータから、閉塞、埋塞に伴う水位低下や短時間での極端な上昇といった現象は確認されておりません。その影響がないことも、科学的、客観的に確認されております。

さらに、国は、県の求めに応じまして法と同等の環境影響評価を行うとともに、堆積土砂への対策として、自然の川の流れにできる限り近づけるように、洪水調節操作のルールを工夫することとしております。

具体的には、洪水のピークが過ぎて下流の安全が確保できれば、ダムからの放流量を増やすことで、ダム洪水調節地内の貯水時間？や冠水頻度を極力抑えたり、通常の出水時と同様に土砂を下流に移動させることとしており、大型水理模型を用いた実証が今続けられております。

流水型ダムにつきましては、引き続き、国において、令和9年度の本体基礎掘削工事の着手、そして令和17年度の完成を目標に、関連工事や本体設計、各種手続が進められていくことになると考えております。

県としましては、国に対して、ダム本体基礎掘削工事の早期着手とダムの早期完成、並びにダム建設に伴う環境への影響の最小化に引き続き取り組んでいただくよう強く求めていくとともに、流域市町村、流域住民と一体となって、この事業の方向性や進捗性をしっかりと確認して、県民の皆様に広くお知らせしてまいります。

現在、球磨川流域では、流水型ダム以外にも、様々な治水対策も着実に進んでおります。

国は、9月14日に、流域で3か所目となる人吉市中神遊水地の着工式を行いました。また、県でも、人吉市内を流れる御溝川で、人吉駅周辺を含む市街地の浸水被害を軽減するために、二次放水路の整備が令和6年度に完了するなど、県管理支川の整備も進めております。

さらに、川辺川の県管理区間の河川整備につきましては、前の議会で御報告いたしましたけれども、流水型ダムの完成目標である令和17年度までを目指して、集中的にこの県管理区間の河川整備にも取り組んでまいります。

今後も、球磨川流域の治水安全度の早期向上を図るため、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で新たな流水型ダムを含む緑の流域治水、これを着実に推進し、そしてまた、五木村、相良村をはじめとした球磨川流域の振興に向けた取組を全力で進めてまいります。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 今、知事から、今月11日の球磨川漁協の臨時総会で漁業補償契約案が可決されたことについて、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向け、大きな一步であるとの答弁がありました。私も、これは同意見です。大きな判断をされた組合員の皆様には、私からも感謝を申し上げたいというふうに思います。

今回の答弁では、支流の氾濫や球磨川と川辺川の合流点に架かる鉄橋付近で一時ダム化が起こったのではないかといった意見等については、科学的、客観的な検証により、そうではなかったとの答弁がありました。やはり大事なことは、データや専門的な観点から科学的、客観的に検証することだと思います。今回がまさにそうだったと思います。

今後、流水型ダムについては、国において、令和9年度着工、令和17年度の完成を目標に進められていくと思います。

そして、ダム本体だけではなくて、知事の答弁にもあったとおり、球磨川流域では、今月14日に人吉市中神遊水地の着工式がありました。また、人吉市内を流れる御溝川で、市街地の浸水被害を軽減する二次放水路の整備も昨年度に完了してい

ます。

このように、遊水地や二次放水路、河道掘削や拡幅、引き堤なども含む緑の流域治水を着実に進め、球磨川流域の住民の皆様の生命、身体、財産を守り抜くための取組を全力で進めてほしいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、健軍駐屯地へのスタンドオフミサイルの配備について質問します。

先月29日、防衛省は、初の国産長射程ミサイル12式地対艦誘導弾能力向上型を熊本市の陸上自衛隊健軍駐屯地に今年度と来年度に配備すると発表しました。

この12式地対艦誘導弾能力向上型は、スタンドオフミサイルと呼ばれ、島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊に対し、敵の防空システムから離れた安全な場所から対処することができる長射程ミサイルの一つです。

そのため、こうした能力を保有するスタンドオフミサイルの配備は、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力を得ることができ、我が国に対する武力攻撃そのものの可能性を低下させることができます。

現在、我が国の安全保障環境は、今年度の防衛白書の冒頭に「国際社会は戦後最大の試練の時を迎えており、戦後最も厳しく、複雑な環境に直面しています。

例えば、中国は、軍事力を年々増強させ、尖閣諸島を含む東シナ海や南シナ海、太平洋などで活動を活発化させています。北朝鮮も、我が国を含む国際社会の強い抗議や警告を無視し、大量破壊兵器や弾道ミサイルを増強し、弾道ミサイルの発射を強行しています。また、ロシアは、ウクライナ侵略を継続するとともに、北方領土を含む地域での活発な軍事活動を継続しています。

このように、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく、複雑なものとなっています。

このような状況を踏まえ、国においては、2022年に、国家安全保障戦略、国家防衛戦力、防衛力整備計画のいわゆる安保3文書を改定し、国民の命と平和な暮らし、我が国の領土、領海を断固として守り抜くため、防衛力の抜本的強化に取り組んでいます。

私自身も、国民の命と平和な暮らしを守るために、すなわち我が国を防衛するために、防衛力の強化は必要だと考えています。そして、今回の健軍駐屯地への12式地対艦誘導弾能力向上型の配備も、その一環だと認識しています。

今回配備される12式地対艦誘導弾能力向上型は、健軍駐屯地内に固定のミサイル発射装置等を整備して運用されるものではなく、車両搭載型の発射装置から運用されるものです。そのため、特定の場所への配備、今回のケースでいえば、健軍駐屯地への配備をもって、その場所で運用することになるわけではありません。

しかし、そうは言っても、今回の12式地対艦誘導弾能力向上型が健軍駐屯地に配備されることに、心配や不安を感じている方がいらっしゃることも事実です。そのため、丁寧な説明を行っていくことも大事です。

防衛省から、12式地対艦誘導弾能力向上型を今年度から健軍駐屯地に配備することが発表された8月29日、九州防衛局長が県庁を訪れ、知事に直接説明をされたと聞いています。

そこで、健軍駐屯地へのスタンドオフミサイル配備に関する知事の所感と県民に不安や心配が広がらないよう国への働きかけ等について、知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 私は、戦争の惨禍を決して繰り返さないよう、さきの大戦の反省と教訓を踏まえ、国の積極的な外交努力により国際社会の平和と安定を築くことが何より重要であると考えております。

そうした中、現在、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、国による防衛力強化の取組は、外交努力と併せて、他国の脅威から国民の安全と国土を守るためにものであると認識しております。

もとより国防に関することは国の専管事項であり、今回のスタンドオフミサイルの整備計画は、国や国会においてこれまで議論され、結論が出されたものでございます。

本県には、陸上自衛隊西部方面総監部が健軍駐屯地に配置され、防衛の重要な拠点の一つとなっております。

去る8月29日、九州防衛局から、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルの一つである12式地対艦誘導弾能力向上型を今年度及び来年度に配備するとの説明を受けました。

また、同様に、スタンドオフミサイルの一つである島嶼防衛用高速滑空弾については、今年度から静岡県、来年度から北海道及び宮崎県に配備する計画とのことでございました。

スタンドオフミサイルの配備は、相手方の攻撃を思いとどまらせるための抑止力を得るものであり、また、訓練等を含めたその運用については、地元住民に危険が及ばないよう、安全対策に万全を期していくとの説明も受けました。

ただ、一方で、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じておられる県民がおられることも事実でございます。

これまで、本県は、自衛隊と強い信頼関係を構築してまいりました。地震や豪雨の大規模災害時

には、災害派遣の要請に対して直ちに出動いただきまして、多くの被災者を救出していただきました。

私は、熊本県において長年築かれてきたこの自衛隊と県民との信頼関係が崩れることがないように、九州防衛局に対して、県民に分かりやすく、丁寧な説明を行うよう要望いたしました。

九州防衛局では、本県からの要望を踏まえ、速やかにスタンドオフミサイルの配備についての相談窓口の設置ですとか、Q&Aのホームページへの掲載などの対応をしていただいたところです。

引き続き、国に対して、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく、丁寧な説明を行うとともに、運用に当たっても、安全対策の徹底、住民生活に配慮した取組を要望してまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 質問の中で述べましたが、繰り返しになりますが、私は、日本の安全保障を取り巻く環境を考えたときは、防衛力の強化は必要だと思っています。そして、その一環として、今回、スタンドオフミサイルの配備だというふうに思っています。

今年度と来年度、健軍駐屯地に配備されることになったこのスタンドオフミサイルの一つ、12式地対艦誘導弾能力向上型は、先ほども言ったように、固定のミサイル発射装置等を整備して運用するものではなく、車両搭載型の発射装置から運用されるもので、移動式であります。また、さらに、健軍駐屯地には、もう既に1998年から第5地対艦ミサイル連隊が配備されています。

しかし、配備に不安を感じる方がいらっしゃるのも事実です。先ほど答弁にあったとおり、現在、九州防衛局のホームページにスタンドオフミサイルの配備についての相談窓口やQ&Aが掲載されています。私自身も実際に見ました。これが

県からの要望だったというのは、初めて知りました。

私たちも、こうした相談窓口やQ&Aがあるということを多くの方に知らせていかなければならないかなというふうに思っていますし、県も告知等をしてほしいというふうに思っています。そして、引き続き、九州防衛局には、丁寧な説明を行うよう要望もしていただきたいというふうに思います。

続きまして、熊本県立大学における半導体関連人材の育成について質問します。

昨年12月に、TSMCの日本法人JASMの第1工場がついに量産を開始しました。そのJASM第1工場には、今年の4月、前年度の2倍以上となる527人が入社しました。これまでに入社した人や台湾のTSMC、出資しているソニー等からの出向者を含めると、事前の発表どおり、既に1,700人ほどの方が働いていると見られています。

半導体工場の新設に必要とされているリソースは、電力、水資源、資金、そして人材と言われています。JASM第1工場が所在する菊陽町は、電力供給も安定し、地下水も豊富です。資金も、国が最大4,760億円の助成を決定しました。さらに、今後のJASM第2工場の建設にも、国が最大7,320億円の助成を既に決定しています。今後、JASM第2工場の着工、そして着工後の本格稼働、さらには半導体関連産業の集積により、新たな人材の需要は、本県だけでも数千人以上と見込まれています。

このような中、これまでに、熊本大学や県立技術短期大学校における新たな学部、専攻、学科等の開設、また、県立水俣高校における半導体情報科の設置など、県内の教育機関で半導体分野の人材育成に向けた動きも加速しています。

それでも、北九州市などの九州内のほかの多くの自治体が半導体工場やその関連工場を誘致するなどの動きや、少子高齢化や人口減少が年々進展し、そもそも働き手の世代が少なくなってきた現状もあり、九州半導体人材育成等コンソーシアムが九州内の企業を対象に実施したアンケート調査によると、九州内でこの先数年にわたって毎年1,000人単位の半導体関連人材が不足する見込みとなっているそうです。こうしたことからも、高い技術力を持つ人材の確保と育成が喫緊の課題だということです。

こうした中、知事は、6月定例会で、我が党の橋口議員の一般質問に対し、県立大学とともに、半導体関連人材の育成に係る新たな学部の設置も含めて、スピード感を持って本格的な検討を進め、今年の秋までにその方向性をお示ししたいと答弁されました。

また、本年6月16日には、県庁内で熊本県立大学と半導体関連人材育成強化に係る共同記者会見も開かれています。その記者会見には、知事のほか、県立大学の黒田理事長、堤学長も出席されています。

その記者会見では、県立大学側から、半導体関連人材の供給は逼迫している、半導体を作る人材だけではなく、半導体をどのように活用して社会に役立てるか、ユースケースを考える人材も必要、新たな教育組織の検討を進めるなど、県立大学で検討を行うに至った背景や検討の必要性について説明があったと聞いています。そして、知事からは、熊本県における半導体関連人材の育成の重要性と県立大学に対して期待する旨の発言があったとも聞いています。私自身も、この県立大学の動きに大いに期待している一人です。

そこで、県立大学における半導体人材育成に関する検討状況について、知事にお尋ねいたしま

す。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

県立大学では、黒田理事長の陣頭指揮の下、6月上旬から、堤学長を委員長とする検討委員会で、半導体関連人材の育成について検討を進めてこられました。

また、県においても、大学事務局に2名の職員を追加派遣するなど、県立大学と連携して検討の加速化を図ってまいりました。

そうした中、先般、検討結果がまとまり、新たな学部として、仮称ですが、半導体学部の開設を目指すことを理事会で決定したという報告を大学から受けました。

新たな学部は、1学年60名を定員とし、令和9年4月の開設を目指して、今年度末までに文部科学省への認可申請を大学が行うこととしております。

また、今後の少子化の動向などを踏まえ、認可申請に当たっては、既存のほかの学部との調整を行いまして、大学全体での定員は維持することといたしました。

なお、教育や研究に係る施設については、現在の月出キャンパス内の建物を最大限活用することとしていますが、学部の開設に伴い新たな施設整備も必要であることから、その設計のための予算を今定例会にて追加提案する方向で最終的な調整を行っているところでございます。

この半導体学部では、半導体に関する専門知識や技術だけではなく、半導体に関わる様々な分野について横断的に知識を修得し、半導体を活用して課題解決を図ることで、地域社会や国際社会の発展に貢献する人材の育成に取り組むことになります。

また、認可されれば、全国初の半導体学部とな

ります。国内外から優秀な教員や学生が集まることで、新たな半導体教育、研究の拠点として、新生シリコンアイランド九州の発展にも寄与すると考えております。

私も、県内企業の人材確保や県内への半導体関連企業の集積はもちろんのこと、今年3月に策定しましたくまもとサイエンスパーク推進ビジョン、この実現に向けて、半導体学部の開設に大きな期待を寄せております。

県としても、令和9年4月の学部開設を目指し、県立大学とさらなる連携を図りながら、半導体関連人材の確保、ひいては半導体関連産業を通じた県勢のさらなる発展に、着実に取り組んでまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 今、知事から、仮称ですが、半導体学部の開設を目指すと、熊本県立大学の理事会で決定した旨の報告を受けたと答弁がありました。具体的には、1学年60名、再来年、令和9年4月の開設を目指すことでした。

そして、早速、知事から、施設整備も必要なため、設計のための予算を追加提案する——今定例会にですね。方向で調整中との答弁もありました。これは、新生シリコンアイランド九州を目指している本県にとって、とても歓迎すべきことだというふうに思っています。

新生シリコンアイランド九州の成功と発展のためには、半導体関連企業の集積だけではなくて、やっぱり高い技術力を持つ人材の確保と育成、半導体教育と研究の拠点も必要です。

実際に、世界を見渡すと、シリコンバレーには、スタンフォード大学をはじめとする複数の大学があります。TSMCの本社がある台湾の新竹市にも、国立清華大学や国立陽明交通大学などがあります。今後、熊本大学や県立技術短期大学校

に加え、熊本県立大学にも半導体の学部が開設となれば、相乗効果が発揮され、人材や企業の集積も期待されます。

再来年の4月に新学部開設となれば、もうそれほど時間はありません。ぜひ、県立大学とも連携しながら、スムーズに学部開設ができるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、県有スポーツ施設の整備について質問します。

県有スポーツ施設の整備については、これまで県議会において、会派を問わず多くの議員が取り上げてこられました。県民の皆様の中でも関心が高く、重要課題と認識されてきたからにはかなりません。

木村知事が県知事に就任し、本格的な議論の始まりとなった令和6年6月定例会の代表質問では、我が党の前川議員が、木村知事にしかできないこと、新しい熊本、くまもと新時代に当てはまるものとしてスポーツ施設の整備を挙げられました。

さきの6月議会の一般質問でも、3名の議員が県有スポーツ施設に関する質問を行い、スポーツ施設の整備は、知事が公約に掲げた重要施策であり、検討作業を急ぐべき、早急に方向性を示すべきといった内容の質問がなされました。

こうした県民、県議会の関心の高さを受け、7月に行われた参議院議員選挙においても、我が党では、くまもと自民党政策集の中で、熊本の成長に向けての3つの約束の一つとして、スポーツ施設の整備に向けて全力で取り組むことを政策に掲げ、街頭演説等で多くの皆様に訴えてまいりました。

このような状況を受け、知事は、これまでの県議会の中で、スポーツ施設の整備は、熊本県政の残された課題と認識し、しっかりと取り組んでい

かなければならない、しかし、県の力のみで実現できるものではないので、市町村や民間とも十分に連携しながら方向性を検討していかなければならぬ、方向性を決めるに当たっては、スポーツをする側、見る側双方の視点に加え、地域のまちづくりや地方創生を目指す上で有する価値などを含めて議論を尽くしていく必要があると答弁されてこられました。

さらに、昨年7月に設置された公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議における議論を踏まえたさきの6月議会では、そろそろ会議としての御意見を取りまとめていただく時期に来ているのではないかと打診されたこと、県としては、検討会議での御意見等を踏まえ、できる限り早期に方向性を決定していきたい、優先順位をしっかりと判断し、取りかかることができるものから時間的緊迫性を持って取り組むと、一步踏み込んだ答弁をされました。

そして、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議における議論が始まって1年が経過、今月1日、ついに検討会議の提言書が取りまとめられ、知事に提出されました。

その提言書では、県立総合体育館、リブワーク藤崎台球場、熊本武道館、えがお健康スタジアムの4つの県有スポーツ施設について、方向性が提言されました。

知事は、この提言を受け、大きな次の一步を踏み出す時期に来たと述べられたと聞いています。まさに決断のときです。

そこで、県有スポーツ施設の整備に関する今後の方向性についての考えを知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 県有スポーツ施設の整備についてお尋ねいただきました。

スポーツは、県民の健康増進に加え、人々に夢や感動をもたらすだけではなく、子供たちに未来への希望を育むなど、幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たしております。

県内からは、様々な競技で多くの優秀なスポーツ選手が輩出され、また、プロスポーツも盛り上がりを見せており、熊本に誇りや活力をもたらしております。

このような状況から、県有スポーツ施設については、県民から施設の再整備を求める声があり、県議会においても、多くの議員から質問をいただいてきたところでございます。

昨年までの蒲島県政においても、総合戦略に位置づけ、県有スポーツ施設の再整備に向けて検討を進めてまいりました。しかし、度重なる災害からの創造的復興やT S M C 進出効果の最大化など、対応すべき課題が山積しており、任期中の再整備を断念されました。

私は、蒲島県政から託された重要課題の一つとして、老朽化が進む4つの県有スポーツ施設の整備の方向性を私の知事任期中に決定するため、専任部署と有識者による検討会議を設置し、これまで検討を進めてまいりました。

そして、議員御指摘のとおり、さきの6月議会において、検討会議での御意見等を踏まえ、県としてできる限り早期に方向性を決定していくこと、取りかかることができるものから時間的緊迫性を持って取り組むことと答弁したところでございます。

また、検討会議に対して、早急な意見の取りまとめを打診いたしまして、当初の想定よりも早い9月1日に提言をいただいたところでございます。

そして、このたび、提言書についてしっかりと吟味し、県としての方向性を決定いたしましたの

で、ここにお答え申し上げます。

これからスポーツ施設は、スポーツをする側の視点はもとより、見る側の視点も重要であると考えております。また、県有スポーツ施設の再整備に当たっては、地域のまちづくりや県内全域にもたらす地方創生への効果に加え、民間事業者の参画や県の財政負担軽減の可能性などについても考慮する必要がございます。

このような認識の下、まず、藤崎台県営野球場については、屋内練習場の整備など、求められるニーズに対応するために必要な面積の確保や現地再整備における各種法令などのハードルの高さから、移転再整備といたします。移転先については、公募し、実現可能性や県への財政負担などを精査してまいります。

次に、熊本武道館は、老朽化の状況や競技団体からの要望などを踏まえまして、空調設置などの利用環境の改善といった改修を進めることといたします。

また、県立総合体育館は、一般利用に加え、プロスポーツや国際大会への対応、コンサートなど収益性の高いイベントへの活用、交通利便性の高さなどを踏まえ、アリーナ建設として現地再整備を行います。

最後に、陸上競技場については、ラグビーワールドカップ2019の開催に合わせて既に改修を行っているため、現状維持とし、最大の課題である交通アクセスの改善に取り組みます。

次に、それらの優先順位についてです。

天候に左右されず、様々な用途に活用できる汎用性の高さ、また、民間事業者の参画可能性などを総合的に勘案し、県立総合体育館の再整備を最優先とし、次いで藤崎台県営野球場といたします。

また、熊本武道館の空調設置等の改修について

は、近年の酷暑化の傾向を踏まえ、安全な利用環境の確保という観点から直ちに取り組むこととし、設計に係る予算について、今定例会で追加提案する方向で最終的な調整を行っております。

各種施設の老朽化や施設に求められるニーズへの対応は、待ったなしの状況でございます。今日、ここに、県有スポーツ施設の再整備に着手することを宣言いたします。

県としては、県有スポーツ施設の再生により、県民の活力向上や地域を豊かにするスポーツの産業化が進み、国内外からの交流人口を引き寄せ、くまもと新時代を県民とともにつくることができるよう、スピード感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 今、知事に、県有スポーツ施設の再整備について着手すると、力強く宣言をいただきました。

この県有スポーツ施設の整備については、蒲島知事の時代から議会でも何度も取り上げてこられました。しかし、多分いろんな事情があったのでしょう。検討はされたものの、県としての方向性を示すことはありませんでした。今回、木村知事に決断いただいたことに、心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

そして、今回の方向性の決定に当たっては、スポーツをする側の視点だけではなく、見る側の視点も重要であり、地域のまちづくりや県内全域にもたらす地方創生の効果に加え、民間事業者の参画や県の財政負担軽減の可能性なども考慮する必要があったとありました。まさにそうだと思います。

そして、その認識の下、県立総合体育館をアリーナ施設として現地に再整備すると表明されまし

た。県立総合体育館は、上熊本駅に近くて利便性もよく、屋内施設であるため天候に左右されることなく、スポーツイベントだけではなくて、コンサート等のイベント興行にも適しています。特に、本県は、福岡などに比べると、1万人規模のコンサートなどの興行ができる屋内施設はありませんでしたので、そのため最優先に整備することも私は理にかなっているというふうに思っています。

その他、藤崎台県営野球場は、移転再整備、えがお健康スタジアムは、現状維持し、アクセス改善に取り組む、熊本武道館については、空調などの利用環境の改善に取り組むとの方向性が示されました。そして、熊本武道館については、早速、空調設備などの改善の設計に係る予算を今議会に追加提案する方向で最終的な調整に入るということであります。スピード一に対する対応していただいているというふうに思います。

詳細については、今後詰めていかなければならない点もあると思います。しかし、今回のこうした知事が示された方向性と決断が、スポーツによる本県の活性化に大いにつながるというふうに私は思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、空港アクセス鉄道について質問します。

私が空港アクセス鉄道について質問を行うのは、令和3年6月定例会での一般質問以来4年ぶり2回目です。

私は、当時の質問で、熊本県議会議員になるまで、飛行機を利用する場合は、阿蘇くまもと空港ではなく福岡空港を利用していました、それはなぜか、すばり、阿蘇くまもと空港が不便な空港だと認識していたからです、不便というのは、便数や路線数が多い、少ないということではなく、アクセスに関する不便さです、福岡空港へと行く場

合は、九州新幹線やJRの在来線、西鉄電車、自動車など幾つもの交通手段があります、それに比べ、阿蘇くまもと空港へと行く場合は、自家用車利用のほぼ一択のみですと述べました。この認識は今も変わっていません。

しかし、当時に比べると、遠い未来のものと思っていた空港アクセス鉄道の実現が、大きく近づいてきているように感じられるようになってきました。

空港アクセス鉄道のルートが、令和4年12月に肥後大津ルートでの整備方針と決定されてから約3年が経過しようとしています。以来、県では、鉄道整備に向けた調査検討を進めてこられました。そして、本年6月県議会において、500メートル幅に絞り込んだ概略ルートが公表され、阿蘇くまもと空港での新駅についての概要も徐々に見えるようになってきました。

TSMCの進出以降、関連する企業の立地も相次ぎ、それに呼応する形で豊肥本線沿線には、住宅地やホテル、商業施設の建設が続々と続いている。さらに、菊陽町では、新駅を核とした新たなまちづくり構想として、マンションや住宅地、商業施設などの生活基盤整備、アーバンスポーツ施設等の公園拡張整備、大学、研究機関等の誘致を目指す知の集積拠点の整備を含めた土地区画整理事業が進められています。また、大津町でも、肥後大津駅を中心としたまちづくりの基本計画が策定され、JR九州も、肥後大津駅付近での賃貸オフィスビルの建設計画を先日発表されました。

このように、豊肥本線沿線地域における投資や開発は、今後もその勢いを増していくことが予想されています。

また、阿蘇くまもと空港においては、令和6年度の利用者数が369万人と、過去最多を記録しています。中でも国際線の利用者が大幅に伸び、海

外就航路線は、6路線、週42便にまで拡大し、令和6年度における国際線利用者数は約48万人で、過去最高であった令和5年度比の約2倍となり、令和5年度から2年連続で過去最高を記録しています。

こうした急速かつ著しい地域の発展を持続可能なものとするには、鉄道などの公共交通の充実拡大が欠かせません。特に、半導体関連企業集積地を通るJR豊肥本線は、重要な役割を果たすものと考えています。

さらに、将来の空港利用者622万人の計画を考えたとき、空港内駐車場での対応では限界があり、JR豊肥本線に接続を予定している空港アクセス鉄道が鍵であり、その整備は早急に進めいかなければならないと考えます。

そして、空港アクセス鉄道が、県民にとって、また、熊本を訪れる方々にとって、利便性と快適性を兼ね備えた移動手段となるためには、ダイヤや輸送力全体を見据えたJR九州の主体的な参画が重要な鍵となるのではないでしょうか。特に、より早い速達性が望まれる快速運行の実現に向けては、単線であるJR豊肥本線の機能強化も検討すべきだと考えます。

そこで、現在、県が精査を進めている空港アクセス鉄道の概算事業費や費用便益分析、いわゆるB/C等の調査結果について、そしてJR九州との協議の状況について、さらに、今後の空港アクセス鉄道の進め方について、以上3点、知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 空港アクセス鉄道整備に向けた取組状況についてお答え申し上げます。

世界的半導体企業TSMCの本県進出を契機に、JR豊肥本線沿線地域の企業の集積や商業、宅地開発はかつてないスピードで進んでおり、熊

本の空の玄関口である阿蘇くまもと空港の国際路線の就航便数や旅客数も、これまで考えられなかつたほどの飛躍的な伸びを見せております。

このような中、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善対策と半導体集積地域の重要な交通インフラとして進めてきた空港アクセス鉄道の整備につきましては、本年6月の定例会において、その概略ルートをお示ししたところでございます。

その後、今定例会での公表に向けて、事業費の精査、需要予測の精緻化、そして運行等に関するJR九州との協議、これを精力的に進めてまいりました。

その結果、事業費や鉄道事業としての事業性を測る上で大事な費用便益分析、いわゆるB／Cの取りまとめ、そして、実際の鉄道の運行主体を誰が担うかなどのいわゆる運行形態についての調整、これらが整いましたので、その概要を御説明申し上げます。

まず、整備に係る事業費についてです。

令和4年度に公表した肥後大津駅ルートの概算事業費は、410億円でした。その後、4年間での物価上昇の反映や具体的な施工方法の精査を行った結果、新線区間6.8キロの事業費は、約610億円になりました。これに加えて、空港アクセス鉄道の利便性や速達性を高めるためには、議員御指摘のとおり、豊肥本線の機能強化が必要と考えております。これらに要する経費が約60億円との試算結果となっております。

次に、需要予測とB／Cについてでございます。

令和4年度時点での需要予測は、1日当たり約4,900人、そしてB／Cは1.03でございました。

今回、国のマニュアルに定められた手法と鉄道需要予測に関する専門家の御意見に基づいて、直近の沿線の開発状況や快速電車、この運行も反映

した最新の需要予測モデルを構築し、改めて算定をしたところでございます。

その結果、需要予測は、1日当たり約6,500人、そしてB／Cは1.21となりまして、物価上昇等で増額となった事業費を踏まえても、十分な事業性が確保される結果となったと考えております。

次に、新線区間の運行形態についてでございます。

令和4年度にJR九州と取り交わしました肥後大津ルートに係る確認書においては、三里木ルートでは実現できなかった上下分離方式も検討することとしておりました。

これを踏まえて、最新の需要予測を基に運行形態についてJR九州と協議を重ねました結果、従来検討していた県が新たに設立する第三セクターからJR九州への運行委託方式と比較して、JR九州自らが運行主体となり、既存路線と一体的に運行することで、よりよい路線としての成長が期待できる上下分離方式を採用する方向でJRとの協議が調いました。

以上が今回御説明する空港アクセス鉄道に係る検討結果の概要ですが、より詳細な結果につきましては、今定例会の高速交通ネットワーク整備推進特別委員会、いわゆる高速特委、そして総務常任委員会において、担当部局から丁寧にまた御説明を差し上げたいと思っております。

最後に、今後の取組につきましては、国への鉄道事業の許可申請に向けて、事務協議を加速させてまいります。また、整備主体となる法人の設立に向けた準備も、併せて進めてまいります。

さらに、国による財政支援、この点につきましても、国家戦略である半導体集積に資するインフラ整備でございますので、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の対象としていただけるよ

う、引き続き国に強力に働きかけてまいりたいと考えております。

この空港アクセス鉄道の整備は、議員も御指摘いただきましたとおり、本県がシリコンアイランド九州の中心としてさらなる発展を遂げるために必要不可欠な事業でございます。事業費の精査、そして需要予測の精緻化、また、JR九州との協議によって、空港アクセス鉄道整備に向けたミッションは大きく前進したと考えております。

一日も早い開業に向けて、まずは令和9年度からの着実な整備着手ができるよう全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御支援、御協力をよろしくお願ひいたします。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 空港アクセス鉄道について、今知事から新たに3つのが示されまして、1点目が、肥後大津駅ルートの概算事業費です。

これは、何日か前、幾つかのメディアが先行報告していましたが、県が正式に公表したのはまさに今なんですね。今なんです。それによると、令和4年度公表の410億円から、物価上昇の反映等を行った結果、610億円になったと。さらに、豊肥本線の機能強化を行う上で60億円の経費が必要になると。

そして、2点目が、需要予測とB／Cですね。令和4年度時点の需要予測は、1日当たり約4,900人、B／Cは1.03だったものが、今回の需要予測では、1日当たり約6,500人、B／Cは1.21へとなったと。

そして、3点目が、運行形態について、JR九州と協議した結果、上下分離方式を採用する方向で協議が調ったとのことでした。

私は、今回の県の公表で、概算事業費は増えましたけれども、需要予測やB／Cの結果からも十分な事業性が確保される結果となっているため、

一日も早い開業に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

質問でも述べましたが、現在の阿蘇くまもと空港は、決して利便性のよい空港とは言えません。空港の利便性のよさは、その都市の魅力のよさにもつながると私は思っています。私たち熊本県民だけではなくて、インバウンドも含め、熊本に来ていただく方が、利便性もよく、便利な空港だと認識していただくと、リピートにもつながり、熊本の活性化にもつながります。

今後、空港アクセス鉄道が早期に開業できるように、国からの支援も含め、県議会も県と一体となって取り組んでいきますので、引き続きの力強い取組をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策について質問します。

セミコンテクノパーク周辺では、世界的な半導体需要の高まりを背景に、TSMCなどの企業進出が進み、本県の産業振興に対する期待が大きく高まっています。

こうした中、JASM第2工場の着工が、交通渋滞の問題を理由に延期されたといった報道が一部で流れました。結果的には事実と異なる内容でありましたが、交通環境が企業活動に与える影響の大きさを実感する契機となりました。

これまで多くの議員の方々がセミコンテクノパーク周辺の渋滞問題を取り上げてこられましたが、企業活動や生活環境への影響を踏まえ、改めて渋滞対策についてお尋ねしたいと思います。

現在、セミコンテクノパーク周辺地域では、JASM第1工場の量産開始に続き、第2工場の着工も予定されている中、工業団地の整備や大規模な土地区画整理事業などの計画も進められ、今後も産業集積は進展すると見込まれています。この

のような動きは、さらなる雇用の創出や地域産業の活性化が期待され、県内経済への波及効果も極めて大きいものと考えられます。

県においても、昨年12月に策定したくまもと新時代共創総合戦略において、世界に伍する産業拠点熊本の創出を重要施策の一つとして掲げるとともに、本年3月にはくまもとサイエンスパーク推進ビジョンを策定し、産業拠点や産学官連携の拠点整備など、積極的な取組が進められています。

一方で、企業集積の進展に伴い、通勤車両や工事関係車両の増加が見込まれる中、渋滞解消はくまもとサイエンスパークの実現にも直結する重要な課題です。

また、渋滞の解消は、企業活動の円滑化のみならず、地域住民の安全、安心な暮らしの確保にも資するものであり、地域の持続的な発展を図る上でも、渋滞対策の重要性はより一層高まっています。

熊本都市圏の渋滞解消に向けては、渋滞解消推進本部が設置され、道路整備などのハード対策に加え、公共交通への転換や通勤行動の変容を促すソフト対策など、府内一丸となって多角的、総合的な渋滞対策が積極的に推進されています。

こうしたハード、ソフト両面の渋滞対策は、企業集積の進展、ひいては県内経済の活性化に寄与するものであり、計画的かつ継続的に推進することが重要です。加えて、県の取組状況や今後の展望を県民や企業に示していくことも、企業活動や地域住民の安心感を高めることにつながるものと考えます。

そこで、さらなる企業の集積が見込まれる中、改めてセミコンテクノパーク周辺における渋滞対策の取組状況と今後の展望について、担当副知事でいらっしゃいます亀崎副知事にお尋ねいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策につきましては、くまもとサイエンスパークを実現していく上で極めて重要な課題であると認識しております。

このため、県におきましては、渋滞解消推進本部を設置しまして、道路施策と公共交通施策を車の両輪と位置づけ、中長期的な対策を進めながら、即効性のある短期的な対策を重点的かつ効率的に進めております。

まず、道路施策、すなわち車の流れをよくする取組につきましては、短期的な対策としまして、信号制御と連携した交差点改良を進めております。

セミコン周辺エリアでは、令和9年度までの完成を目指して県道大津植木線など16か所で事業を実施しており、年内に3か所を供用開始する予定でございます。これにより、朝夕のピーク時間帯の通過時間の短縮や安全性の向上を図ってまいります。

さらに、バスベイの整備による交通の円滑化対策を県道熊本菊陽線など10か所で進めております。既に供用を開始した2か所では、バス停車時の後続車両の流れがスムーズになるなど、改善効果が現れております。

また、中長期的な対策としまして、企業集積に伴う今後の交通需要も見込んだ上で、基幹的な道路ネットワークの整備を強力に推進しております。

特に、JASM等が立地する県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路と接続する合志インターチェンジアクセス道路につきましては、新設されました交付金を活用し、最優先で取り組んでおります。用地交渉開始から1年という短い期間で工事着手の準備が整い、明日には着工式を執り行

います。令和10年度の完成を目指し、整備を加速してまいります。

また、菊陽町と連携して整備を進めております県道新山原水線は、セミコン周辺の縦軸を強化する新たな道路でございます。完成後は、原水北交差点の滞留長が約8割減少する見込みであり、渋滞緩和への効果が極めて大きいと考えております。現在、JR豊肥本線をまたぐ橋梁工事など本格的に事業を展開しており、令和8年度の完成に向けて着実に進めてまいります。

さらに、国が進める中九州横断道路は、九州縦貫自動車道などと一体となって循環型高速交通ネットワークを形成し、県等が進める道路整備との相乗効果によるセミコン周辺の渋滞緩和はもとより、TSMCの進出効果を県内各地、さらには九州全域へ波及させる極めて重要な路線でございます。

このため、県としましても、国に早期完成を強く働きかけていくとともに、用地の先行取得など最大限の力を尽くしてまいります。

特に、公共交通施策では、公共交通への転換を促すための取組としまして、JR豊肥本線の輸送力強化と二次交通の充実が有効と考えております。これまでの列車の増便、増結に加えまして、空港アクセス鉄道の利便性や速達性を高める観点からの鉄道施設の改良など新たな対策につきまして、今般JR九州との協議が調いました。

この輸送力強化と併せまして、駅からの二次交通の充実に向けて、セミコン通勤バスの運行、大津町通勤バスの実証実験などを進めており、企業等の協力を得ながら、さらなる通勤行動の変容を促進してまいります。

さらに、交通量の分散に向けて、短期的対策として渋滞対策パートナー登録制度を創設し、今月から1万人のオフピーク通勤を実施しております。

ます。セミコン周辺企業を含め、既に264社に登録をいただきました。登録企業等では、時差出勤や通勤時間帯等を避けた工事用車両の通行など、渋滞緩和に向けた取組を進められており、今後は、データに基づき効果を検証し、成果の見える化を図ります。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消は、地域住民の安全、安心の確保にも資するものであり、未来にわたる持続的発展に向けて不可欠な課題でございます。今後とも、渋滞対策の進捗や効果を積極的に情報発信しながら、国、県、地元自治体、そして企業が一体となって、道路施策と公共交通施策を総力戦で迅速かつ強力に推進してまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 ありがとうございました。

さつき質問でも述べましたが、結果的に事実と異なる内容でしたが、JASM第2工場の着工が交通渋滞の問題を理由に延期されるという報道が一部で流れました。そのときにふと思い出したのが、熊本都市圏の渋滞による経済的損失が、毎年、年間2,890億円に上るという試算のことでした。企業活用や物流を考えたときに、渋滞問題というものは想像以上に大きな問題だということです。

明日、県が整備を進めている大津植木線多車線化と合志インターチェンジアクセス道路の着工式が開催される予定となっています。今後も、信号制御や公共交通へのシフト、時差出勤などのソフト対策の推進も合わせ、セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策について、迅速かつ強力に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと時間の関係もあるので、早速、次にちょっと行かせていただきます。

県立高等学校あり方検討会の提言について質問

します。

本県では、平成19年に、県立高等学校再編整備等基本計画に基づき県立高校の再編整備等が実施され、当時61校あった県立高校が、現在は50校となっています。また、令和3年県立高等学校あり方検討会の提言に基づき、県立高校で学ぶ全ての高校生が夢に挑戦できる魅力ある学校づくりが進められ、マンガ学科や半導体情報科の設置、国際バカロレアの候補校認定等に結びついています。

一方、再編整備等計画時の平成19年当時に1万9,616人いた中学3年生が、令和6年には1万6,332人にまで減少しています。さらに、これから13年後の令和20年には、1万1,504人にまで減少すると予想をされています。

このように、少子化の進展は止まらず、定員割れが続いている熊本市外の県立高校は、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

こうした中、県教育委員会では、昨年7月に外部有識者から成る県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、おおむね10年先を見据えた県立高校の在り方について、議論を重ねてこられました。

しかし、県立高校あり方検討会で議論を重ねていく中で、国における私立高校の授業料実質無償化などの新たな動きもあり、高校教育は今後大きく変わっていく転換期へと入ってきました。実際、6月に閣議決定された国の骨太の方針の中で、高校教育改革の実現に向けた施策が位置づけられています。そして、その具体的な内容は、今後検討していくとされています。

さらに、私立高校の授業料無償化のみならず、デジタル併願制の検討や高校教育改革に関するグランドデザインの検討など、国における高校教育に関する新たな動きも加速しています。

このように、高校教育を取り巻く環境が大きく変化し、国の動きが見えにくい中で、あり方検討

会では、議論を重ね、提言を取りまとめられ、今月10日に教育長へと提出されました。

今回の提言では、地域との連携、協働の推進や時代に対応した質の高い学びの推進などのさらなる魅力化と、熊本市内の大規模校を含む計画的な学級減などの募集定員の見直しや課程——コースですね。課程、学科の在り方など、人口減少を見据えた教育環境の整備の2つの側面から、基本的な考え方や方向性が示されています。

そのほか、注目すべき点として、令和5年3月に県立高等学校入学者選抜制度検討委員会から提言された、現行の前期選抜と後期選抜による入試制度から変更し、令和9年度入試から実施予定の新入試制度について、高校授業料の無償化に加え、デジタル併願制の検討、国の大規模校のグランドデザインの策定など、これまでになかった新たな動きが出てきている中、何らかの検討の余地があるのではないか、ただし、中学生や保護者、学校現場などへの影響には十分に配慮する必要があると、留意事項が明記されています。

そこで、県立高等学校あり方検討会からの提言で示された方向性を実現するため、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立高校の今後の在り方については、令和6年7月に外部有識者による県立高等学校あり方検討会を設置し、県内のどの地域に住んでいてもひとしく高校教育を受けられるよう、できる限り地域に高校を残していくことなどをコンセプトに、約1年2か月にわたり検討を重ねていただきました。

今回の提言は、令和5年度に全ての中学生や保護者を対象に実施したアンケート調査や、県内25か所、延べ28回に及ぶ地域での意見交換、教職員

や市町村長等への意見照会など、様々な関係者の御意見を踏まえながら、検討会で協議いただき、まとめられたものでございます。

本提言は、県立高校の今後のあるべき姿として、魅力ある学校づくりに向けた取組と人口減少を見据えた教育環境の整備という2つの基本的な方向性が示されています。

魅力ある学校づくりに向けた取組については、地元自治体や企業など地域等との連携、協働の推進やICT活用による遠隔教育の充実等、多様なニーズに応じた学びの場づくりの推進など、4つの項目を推進する必要があるとされております。

人口減少を見据えた教育環境の整備については、まず、熊本市内の大規模校を含む全校を対象とした計画的な学級減や定員割れによる学級減、統廃合基準の策定などの募集定員の見直しが必要とされています。

少子化は、県立、私立問わず共通の課題であり、この募集定員の見直しに当たっては、私立高校との十分な協議を行っていく必要があることも盛り込まれております。

また、高校での学びを深化させていくため、普通科、専門学科、総合学科など、課程、学科の在り方の検討を進めていくこと、そして、通学区域、学区外枠については、都市部への一極集中を防ぐため、当面は現行の3学区を維持することが望ましいことなども盛り込まれています。

県教育委員会としては、今後、本提言の内容を踏まえ、県の基本方針等を策定していくことになりますが、議員御指摘のとおり、国で検討されている新たな高校教育改革の動きが極めて不透明な状況であるため、まずは、今後の国の動向を注視して見極めた上で検討を進める必要があると考えています。

一方で、急速に少子化が進む中で、募集定員の

見直しは喫緊の課題であるため、今回の提言を基に、熊本市内の大規模校を含む全校を対象とした計画的な学級減については、本年12月までに令和9年度及び10年度の対象校を公表する予定です。

また、新入試制度による実施を予定していた現在の中学生が受験する県立高等学校の入学者選抜については、国の高校教育改革の動向等を見極める必要があることから、令和8年度末から予定していた新入試制度の実施を一旦見送り、現行の制度を当面の間継続したいと考えています。

県教育委員会としては、本提言に掲げられた「志を育て、未来を切り拓く力を育む学校づくり」の理念を実現するため、地域と一体となって、熊本の未来を担う子供たちのために、県立高校の魅力化や教育環境の整備にしっかりと取り組んでまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 今、教育長の答弁で、令和8年度末から予定していた県立高校の新入試制度の実施を一旦見送り、現行の制度を当面の間継続したいと考えているという答弁がありました。

現在の中学生から始まる予定となっていた令和8年度末の県立高校の新入試制度、残り1年6か月となっていた中での見送りは、時間的なことを考えると、まさにぎりぎりの判断だったと思います。そして、当初想定されていなかった私立高校の実質無償化の動き等を考えると、やむを得ない判断だったとも思います。

しかし、今回の方針転換によって一番影響を受けるのは、現在の中学生の生徒たちです。生徒たちへ動搖や不安が広がらないように、学校現場や保護者も含め、教育委員会には丁寧な説明に努めていただきたいというふうに思っています。

今回の提言書には、熊本県教育委員会におかれでは、本提言の理念に基づき、各施策の実現に向

けて真っ正面から取り組んでもらいたいとの強い言葉もありました。教育委員会においては、本県の未来を背負う児童生徒のために、県立高校の魅力化と教育環境の整備にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次に、電話で「お金」詐欺の現状と対策について質問します。

昨年12月に策定された木村県政の基本方針となるくまもと新時代共創基本方針の中に、「熊本の更なる発展」を実現するためには、重要な社会基盤である「良好な治安」が不可欠です。そのため、サイバー空間の安全の確保、安全・安心な繁華街の創出、特殊詐欺をはじめとした各種詐欺被害の防止、交通死傷事故の抑止等に向けた取組みを一層推進する」と明記されています。

高齢化が進展している中、県民が住み慣れた地域で健やかに、そして安全、安心に暮らすことができる社会をつくり上げるために、高齢者が犯罪の被害に遭わないように、各種事件の未然防止を図ることなど、社会情勢の変化に応じた的確かつタイムリーな治安対策は極めて重要です。

現在、特に社会問題となっているのが、電話で「お金」詐欺と呼ばれる特殊詐欺です。この電話で「お金」詐欺による全国各地での被害の発生は、連日報道されています。

警察庁の発表によると、本年1月から6月にかけての上半期だけでも、その認知件数は全国で約1万3,000件、被害総額は過去最悪の約600億円にも上っているそうです。

本県においても、高齢者を中心とした被害が拡大しています。犯人グループが、警察官をかたり、偽物の警察手帳や逮捕状を示して信用させ、被害者から現金をだまし取るなどのその手口は、巧妙化してきています。中には、1億円に迫る高額被害も発生したとの報道もありました。

電話で「お金」詐欺は、被害者が一生懸命働いて築き上げた財産を一瞬で奪い去る、卑劣で許されない犯罪です。また、その被害金は、暴力団等の反社会的グループの資金源になっているとも聞きます。

こうしたことからも、県民の安全、安心を守るために、巧妙に変化する詐欺の手口に対し、抑止や取締りの実効が上がるよう、強い危機感を持って詐欺対策に取り組む必要があると考えます。

そこで、本県における電話で「お金」詐欺の現状と対策の進捗状況及び今後の被害防止対策について、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) 本県における電話で「お金」詐欺の被害状況につきましては、令和7年8月末現在、認知件数は145件で、前年同期比プラス90件、被害総額は約6億6,200万円で、前年同期比プラス約3億8,900万円と大幅に増加し、既に昨年1年間の認知件数、被害総額を超えるなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

検挙状況につきましては、令和7年8月末現在、検挙件数は29件で、前年同期比プラス7件、検挙人員は12人で、前年同期比プラス6人となっています。

県警察におきましては、被害防止対策として、電話で「お金」詐欺アラートの発令、業務委託した民間オペレーターが電話で注意喚起を行うむさし安心コールの運用、金融機関との覚書締結に基づく情報連携や被害のおそれがある高額払出しに対する通報依頼などを推進しております。

今後は、一層巧妙化する電話で「お金」詐欺から県民を守るため、犯罪グループが悪用する国際電話番号や偽装電話番号からの着信をブロックし、犯罪グループと被害者との接点を遮断する対策や、電話で「お金」詐欺等対策マスコットワル

モンを効果的に活用した広報啓発等により、詐欺の手口を県民へ一層周知する対策を推進してまいります。

また、検挙対策として、本年春に熊本市内4警察署の担当捜査員を増員するなど、取締り体制を強化しています。

さらに、令和6年春に大規模な都道県警察に設置された専従の特殊詐欺連合捜査班T A I Tや本年秋に警視庁に設置予定の匿名・流動型犯罪グループに係る取締り専従体制へ本県警察官を派遣するとともに、これらの捜査体制と連携し、全国警察一体となって指示役や首謀者の検挙に向けた捜査を徹底してまいります。

加えて、被害者の被害回復に資する取組として、指定暴力団道仁会の組員らによる組織的な電話で「お金」詐欺事件において、関係都道府県警察との合同捜査により詐欺グループを壊滅に追い込んだほか、暴力団の代表者等に対する損害賠償請求を見据えた捜査を展開し、本年5月、被害者22名を原告とした道仁会幹部4名に対する約1億6,000万円の損害賠償請求訴訟が提起されるに至っております。

県警察におきましては、引き続き、犯罪グループに対する捜査を徹底するとともに、被害回復を視野に入れた組織の実態解明を強力に推進してまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 ありがとうございました。引き続き、県民の皆さんを守るために、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

それから、ワルモンの話が出ました。ワルモンは、自称詐欺師だそうです。この間15日、初お披露目になりました。ぜひ、啓発も大事なんで、くまモンとワルモンで連携しながら、この犯罪の被害者にならないような啓発にも力を入れていただ

きたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。時間もありませんので、急いで行きます。

今年の6月、県の犬、猫登録譲受け対象者として登録されている団体に所属されているスタッフの熊本市内の自宅から、150匹以上に及ぶ猫の死骸が発見されるという痛ましい事案が発生しました。

このスタッフは、熊本市動物愛護センターから刑事告発され、先週、逮捕されるに至っています。本当に痛ましい事案でありました。

この死骸で発見された猫150匹については、複数の動物愛護団体の方から、8月に合同慰靈祭が執り行われ、県も複数の職員が参列したと聞いています。

今後、こうした被害を発生させないためにも、動物愛護団体等とも連携しながら、定期的な検査等も私は必要だと思っています。

そこでまず、今回の熊本市で発生した預かり猫の死亡事案に対して、県は、どのような対応を行ったのか、また、今後どのような対応を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

次に、アニマルフレンズ熊本における取組です。

先月の8月6日に、超党派で構成されている熊本県議会どうぶつ愛護推進議員連盟でアニマルフレンズ熊本を訪問しました。その日は、ちょうど県が今無料で行っている飼い主のいない猫への避妊、去勢の手術の日でした。昨年は、県は、約1,000匹の手術を行ったと、今年は1,400匹を目標にしているということでした。

こうしたことは、飼い主のいない猫を——これはねずみ算式に増えますので、増やさない。そして、地域でふん尿被害とか様々な苦情も来ていますので、そういったことの増加を止める効果もあ

りますので、引き続きやっていただきたいと思います。

今、犬猫の多頭飼育崩壊問題も注目されています。現在、アニマルフレンズ熊本も、収容頭数が100%を超えることもありますので、この問題に対して県がどのように対応していくのか、また、アニマルフレンズ熊本の保護犬、保護猫の収容数の高止まりに対してどのような対応を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薰さん) まず、1点目の預かり猫死亡事案に対する県の対応についてお答えします。

議員御指摘のとおり、今回の事案は、県の犬、猫登録譲受け団体のメンバー宅で発生しており、県も、熊本市や警察と連携し、対応しています。

まず、全ての登録団体に、改めて適正飼育の遵守徹底を通知し、全ての飼育場所の現地調査を行い、問題がないことを確認いたしました。

再発防止策として、毎年、登録団体の全ての飼育場所の現地調査を行い、さらに、各団体には、定期的に1頭ごとの状況を確認の上、県への報告を求めるなど、より踏み込んだ対応をしてまいります。

次に、2点目の多頭飼育崩壊問題及びアニマルフレンズ熊本の保護犬、猫の収容頭数の高止まりへの対応についてお答えいたします。

多頭飼育崩壊を防ぐため、譲渡前の講習会では、適正飼育の周知徹底を図り、また、既に飼育している方にも、しつけ方教室や広報誌などによる啓発を行っています。

また、多頭飼育崩壊は、飼い主の経済的困窮などが関連している事例が多く見られるため、市町村や福祉関係者とも連携し、現場への立入りに同行いただくことも増えています。

収容頭数の高止まりに対しては、平日来所できない方のため、原則第3日曜日に休日譲渡会を行うとともに、動物愛護団体などと連携したイベントの実施などにも取り組んでいます。

さらに、新たな試みとして、保護猫を人にならすための一時預かりボランティア制度を今年度中にも開始し、譲渡に適した猫を増やしたいと考えています。この一時預かりにより、終生飼育に不安を感じている高齢者にも飼育の機会が広がり、収容頭数の高止まりの改善も期待されます。

このような新たな取組にも挑戦しながら、引き続き、アニマルフレンズ熊本を拠点として、関係する皆様としっかりと連携し、動物愛護の推進に取り組んでまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 1点目の熊本市内で起きた預かり猫の死亡事案、本当に痛ましい、心が締めつけられる事案だったと思います。

熊本の場合は、動物と人が共生できる熊本を目指している県でもありますので、この熊本県でこういったことが二度と起こらないようにしていただきたいというふうに思っていますので、今後も、現地調査と、そして適正飼育の遵守徹底についてしっかりとやってもらうような、そういった取組を行っていただきたいというふうに思っています。

それから、アニマルフレンズ熊本の高止まりについて、一時預かりボランティア制度というのを今年度から始めるという話がありました。

犬猫を飼う場合は、基本は終生飼養、終生飼育だと思います。しかし、高齢者の方は、ペットといることで安らぎを覚えると、そういうこともありますので、そして、もう終生飼養が難しかったら、一旦またアニマルフレンズ熊本のほうで引き取るということですね。こういった取組という

のは、私はいい取組だと思っていますので、まずは今年度からやるということなので、まずは今後の状況がどうなるのかというのをしっかりと見させていただきたいというふうに思っています。

引き続き、動物愛護の取組について、県としても取組をしっかりとお願いしたいというふうに思っています。

以上で私が用意した質問は全て終了いたしました。

今日から自民党総裁選がスタートいたします。10時から立候補の受付ということだったので、もう受付が済んでいます。

今回の自民党の総裁選のキャッチコピーは、「#変われ自民党」であります。しっかりとこの熊本からも自民党を変えられるように、そして国民の皆様から信頼が得られるような自民党になるよう、この地方の場からしっかりと活動していきたいというふうに思っています。

最後までの御清聴ありがとうございました。
(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後0時59分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

立憲民主連合西聖一君。

[西聖一君登壇] (拍手)

○西聖一君 こんにちは。会派・立憲民主連合・熊本市第一選挙区の西聖一でございます。

本日は、代表質問の場をいただきまして、誠にありがとうございます。質問回数は通算28回目の質問となりますが、やはりこの場に立ちますと緊張いたしております。私なりに精いっぱいの質問

をさせていただきますので、執行部の、期待に応える答弁をよろしくお願ひをいたします。

さて、今年は大変な猛暑が続いております。地球温暖化と言われて久しいわけですが、まさに異常気象であり、温暖化どころではなく、熱帯化、砂漠化しています。そうかと思えば、線状降水帯による異常降水は、日本だけでなく世界各国で発災しております。トランプ大統領は、CO₂による地球温暖化説はでっち上げだと決めつけた経済政策を進めていますが、今年の夏は、昨年より平均気温が2度以上も上昇していますから、やはり地球環境対策を世界の共通事項として、化石燃料の消費を下げていく政策が必要ではないでしょうか。

残念ながら、自然環境を守ることは、なかなか選挙の争点にはなりません。自国を守る、生活を守る、経済を強くする、そういうことのほうが心に響くのでしょう。しかし、自然環境を守るということは、巡り巡って私たちの生活に一番大事なことではないかと私は思います。

前置きはこれぐらいにいたしまして、早速、異常気象に係る質問から始めさせていただきます。

まず最初に、線状降水帯災害対応についてお尋ねをいたします。

8月10日から11日にかけての線状降水帯による豪雨災害は、大変な被害を県下各地にもたらしました。

お亡くなりになられた方には哀悼の意を表し、被災に遭われた方には心からお見舞いを申し上げ、被災後は大変な猛暑となっている中に、復旧、復興に向けて頑張られている関係者やボランティア協力者の方に、御尽力されている皆様に感謝を申し上げる次第です。

本県も、木村知事を筆頭に、いち早く対策本部を招集し、被害の実態と応急対応措置を進める一

方で、国への要望活動や予算の専決対応など、これまで本県が受けた地震や水害等の大災害時の経験が大変有効に生かされていると感じています。

いろいろな対策をしていく中で、国の激甚災害指定による復旧予算の確保は自治体財政に大きく関与するため、指定に向けて、最大限の取組がこれまで被災地では行われてきました。

今回の被災も、公共土木施設や農地等は、激甚災害指定を受ける見込みとなりましたので、県及び被災自治体財政にとっては大変ありがたいものだと考えます。

ただ、復旧に当たっては、インフラ整備を中心に、年末までの査定を経た上での復旧工事が始まる仕組みであり、また、被災者生活の支援にはなかなか届かない点があると考えます。そのような点を、今回の専決処分で、トマト苗や営農資材等の補助制度を実施したことは大変すばらしいと思います。

また、今回は、激甚災害の指定を受ける見込みとなり、よかったですですが、指定を受ける基準には大変高いハードルがあります。そもそも、これまでの災害対策は、台風や津波、地震等広範囲にわたる面的な被害額で算定する手法ですから、線状降水帯による被害は局所的であり、基準を満たすことはなかなか難しいものがあります。

しかし、被害の状況は津波を受けたような被害であり、台風のように、あらかじめ予見して被害防止に時間をかけることも困難です。さらには、都市型水害のように、浸水が、津波のように海拔が低いということではなく、排水能力が追いつかないことで道路が冠水し、沿線の店や住宅、そして走行中の車に甚大な被害を与えるということから、線状降水帯による水害については、新たな被害対策制度を創設する必要があると、議会の災害等対策協議会の中でも意見が出ています。

知事も同様の趣旨で、国に新たな救済制度の創設要望をしておられますので、まず初めに、国への緊急要望の内容等についてお尋ねをいたします。

続けて、国に要望するだけではなく、県でも独自対応をしたらどうかという提案をさせていただきます。

本県でも、災害発生時の非常時に備え、災害基金を設置していますが、今回のような線状降水帯の発生による災害は毎年起り得るもので、それを想定して、災害発生時にその都度財源を検討するのではなく、初動対応に必要な財源をあらかじめ確保しておくべきだと考えます。

また、熊本地震のときには、国の特別な支援により設置した復興基金もありました。今回の県の専決処分でも対応してもらいましたが、トマト苗被害は、被害査定金額としては、収穫物がないため、極めて低く算定されます。しかし、1か月程度出荷が遅れることによる収益の減少や水害により土壤の汚染がどれくらい収穫に影響を与えるのか、全く未知数です。

車両の被害も甚大であり、バス会社の駐車場に止めていたバスが浸水で使えなくなりましたが、一般家庭でも、1人1台所有が実態の熊本の生活状況の中で、今回の被害により、車の買換えは生活再建に大きな困難な支障となっておりますが、国の制度では全く対応できないと考えます。これらの国の支援では補足し切れないニーズへの対応も検討する必要があります。

以上を踏まえ、2点目に、災害発生時の初動対応に必要な財源確保についてどのように考えてているのか、3点目に、国の支援では補足し切れないニーズに柔軟に対応するために、復興基金の設置についてどのように考えておられるのかという点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 会派・立憲民主連合の代表質問、西先生からの御質問にお答え申し上げます。

線状降水帯による災害対策ということで、まず、国への緊急要望についてお答え申し上げます。

私の政治理念である現場主義の下、発災直後から被災現場へ赴かせていただきました。被災者の方々や市町の首長の皆様と直接接しさせていただいて、被害状況、そして被災者の皆様が直面している課題をしっかりと把握してまいったところでございます。

国への緊急要望に際しましては、現場でお聞きしたそれらの課題を踏まえ、地元選出国会議員や県議会、そして被災市町村と協議を行い、要望内容を取りまとめました。

先月28日の要望活動では、議員御指摘の局所的、突発的といった線状降水帯による被害の特性も踏まえまして、石破総理や関係各省庁に対して、新たな支援制度の構築のほか、農業の早期再開、商工業の事業継続に向けた支援、公共土木施設等の早期の復旧などについて、国の全面的な支援を要請いたしました。

本県の要望を受けまして、議員からも御指摘いただきまして、早速、農業分野におけるトマト等の種苗、また、農業用機械への支援策などが実現しております。

引き続き、被害状況に応じた柔軟な支援を国に求めてまいります。

2点目の災害発生に備えた財源の確保についてでございますが、災害発生時には、被災された方々の生活支援や早期の復旧、復興を実現するために、初動で対応しなければならない行政需要がございます。

今回の災害でも、被災者の生活支援や営農再開

に向けた支援など、緊急性が極めて高い事業につきましては、8月27日に専決処分により予算措置をさせていただいたところでございます。

このほか、初動に必要な財源の一部として、災害基金のほか、財政調整用4基金を活用しているところでございます。近年、これらの災害基金等、合わせて70億から100億程度を確保しております。熊本地震、令和2年7月豪雨災害の際にも、これらの災害基金等や国からの支援を最大限活用することで、ちゅうちょなく復旧、復興に取り組むことができました。

このような過去の災害対応の経験も踏まえ、災害基金等については、今後も現行の水準をしっかりと維持していきたいと考えております。

3点目の復興基金の設置についてお答え申し上げます。

熊本地震、令和2年7月豪雨の際は、復旧、復興に一定の期間を要することが想定される中で、被災された方々をきめ細かに支援するために、復興基金を設置いたしました。

今回の災害について、どのような支援が必要かを現在見極めている状況でございまして、基金設置の必要性については、これから立ち上がる復旧・復興本部での議論などを踏まえて検討するものと考えております。

近年の2度の大災害に加えて、今回の災害の発生によりまして、財政運営は、実は非常に厳しさを増している中にございます。熊本地震のときのような復興基金に向けての国の特別な財政措置がなされる見通しは、残念ながらございません。そのため、引き続き災害対応を最優先とするためにも、それ以外の事業の選択と集中のさらなる徹底により、復興基金を設ける場合も含めて、必要な財源確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事の答弁にもありましたとおり、線状降水帯の被害の特性を踏まえ、新たな支援制度の構築を求め、農業の早期再開やなりわいの継続に向けての国の支援が得られたことは、今回の被災対策で大変すばらしかったと考えます。

ただ、被災者生活再建支援基金制度もあるにはありますが、なかなか使いにくい制度であり、改善の要望も伺っています。

8月10日、11日の線状降水帯に続き、9月10日にも、線状降水帯が県下で発生しました。年に数回も発生するようになってきておりますので、財源確保や新たな復興基金の考えも今後しっかりと対応していただきたいと思います。

また、立憲民主党の国会議員による八代の農家の被災状況を視察させていただく中で、線状降水帯がもたらす被害に対する認識とそれに対する新たな支援制度をつくる必要性を感じ取っていただきました。

本県だけではなく全国で発生している線状降水帯被害に対して、早く臨時国会が開会され、与野党協議の上、新しい制度が創設されることを期待して、次の質問に移ります。

水俣病の問題についてお尋ねいたします。

水俣病の解決に向けては、県政の大きな課題であります。今年は、戦後80年という節目に当たり、戦争体験の風化が大変懸念されていますが、来年は、水俣病も公式確認70年となり、今なお認定申請をしている方、訴訟をしている方、新しい国の救済法案で救済を受けることを期待している方が多数おられる中で、水俣病に対する認識も風化しているように感じます。

最近では、宇城市のカレンダー問題やトライグループのオンライン教材の問題が表面化し、関係者が水俣病に対する認識の謝罪と適切な対応を取

られてきたのは周知のとおりです。また、県担当局でも、改めて水俣病に対する啓発を進めているところだと思います。

さて、毎年、県から国への要望に、水俣病対策の推進並びに水俣・芦北地域の振興について取り上げられています。国からの財政支援なしでは事業が進まないことは理解しておりますが、県として独自に積極的に取り組めるのではないかということについて、何点かお尋ねしたいと思います。

1点目は、認定審査業務です。

2016年度以降、1,718人の審査を行い、2025年8月末現在で、認定申請者数は254人となっています。これまで迅速かつ丁寧に審査業務を進めるとされていますが、高齢化が進む中、あとどれくらいかかるのでしょうか。本人の個人的状況もあり、審査業務が計画どおりにいかないと伺っていますが、このままでは、生前にきちんと審査ができるのかという疑念が残ります。残念ながら審査を受ける前にお亡くなりになる方も多数おられます。

そして、国の方では、超党派の国会議員による立法措置により、新たな救済策法案も審議されていることを考えれば、残りの254人の審査を急ぐべきではないでしょうか。

2点目は、特措法に基づく健康調査の実施ですが、調査方法の内容が固まった中で、今後県としてどのように進めていくのか、お尋ねします。

脳磁計を使用するという大がかりな調査方法で、年間どれくらいの調査ができるのか、現時点での考え方をお聞かせください。

3点目は、先ほど国への要望書の件に触れましたが、その中には、現在審議中の法案の早期実現という文言が見受けられません。あとう限りの救済の観点で、これまで対象となっていたいなかった地域や一定期間内の居住条件等に該当しなかった対

象外の方、そして前回の特措法での申請漏れの方も救済できる法案に対して、県は積極的に早期実現を要望しないのでしょうか。

私は、地元の地域で苦しんでいる未認定の患者の方に接する県として、強く国に要望する姿勢があつてもいいのではと考えております。

4点目は、昨年、知事は、患者団体との丁寧な懇談の中で、診療に係る療養手当や離島加算の値上げについても対応してまいりたいと述べていますが、離島加算の1万円以上の増額要望に対して、僅か1,000円しかアップしていません。この点は、県は継続して国にも要望していますが、国の2026年の概算要求では、水俣病関連に110億円が計上されている中で、療養手当は、1人当たりの支給額は現状の据置きとなっているようです。

ガソリン代やタクシー料金も値上げにより費用がかさむ中、診療をためらう患者もいると伺っていますが、この点は県独自で対応できるのではと思いますが、いかがでしょうか。

以上の点について、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 水俣病問題について、1点目の水俣病の認定審査についてからお答え申し上げます。

御質問もありましたように、平成28年度以降、1,718人の審査を行い、認定申請者数は、平成27年度末の1,264人から本年8月末で254人と、着実に減少していると考えております。

審査には、事前の疫学調査や検診が必要となります、移動が困難な方には往診ですとか送迎支援などを行わさせていただいておりますし、多忙や体調不良等により日程調整が困難な方には、可能な限りその意向に沿えるように、電話、文書、訪問による調整を重ねるなど、審査を何とか実施

できるようにつなげてきているところでございます。

今後も、申請者の個別事情に十分配慮しながら、引き続き着実に審査を進めてまいります。

次に、2点目の特措法に基づく健康調査の実施についてお答えいたします。

健康調査については、平成21年の特措法で、国が実施し、県はそれに協力すると明記されております。県は、これまで一貫して、健康調査が地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査となるよう、国に求めてまいりました。国においては、今年度、まずは40人を対象にフィジビリティー調査、いわゆる実施可能性調査を行い、対象者への依頼方法や参加者の負担などといった課題を検証することになっております。その結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で、来年度から本格調査に着手される予定と伺っております。

なお、御質問のありました年間調査件数につきましては、国が予定している脳磁計とMRIを活用した場合、国の委託先の研究報告書では、年間の実施可能人数は500人程度と想定されていますが、具体的には、今後、実施可能性調査も踏まえて検討されるものと承知しています。

県としては、今年度の実施可能性調査の検証結果が適切に来年度の本格調査に反映され、これまで国に求めてまいりました客観性、納得性の高い調査になっているかを注視しながら、必要な協力を行ってまいります。

3点目の新たな救済策の法案への対応についてお答え申し上げます。

新たな法案が現在国会に提案されています。

一方で、県としましては、これまで、水俣病の長い歴史の中で、公健法による認定や平成7年の政治決着、平成21年の特措法などによる救済が行

われてきた経緯を踏まえる必要がございます。

新たな法案については、国と連携し、しっかりと情報収集をしながら、まずは国会での議論を注視したいと思います。

4点目の交通費の値上げに対する対応についてお答え申し上げます。

水俣病被害者の方々が交通費の値上げにより医療機関等の受診をためらうという状況は、できる限り避けなければなりません。そのため、入院、通院があった月に支給する療養手当や、離島に居住する方が島外の医療機関等に通院した場合に支給される離島加算の増額については、私自ら、何度も国に要望してまいりました。その結果、離島加算については一定の増額が実現しました。療養手当については、国において必要な検討を継続されているとの報告を受けております。

私は、水俣病問題は、国と県が一緒になって取り組むべきであると考えており、物価高騰の影響への対応についても、引き続き国に強く要望してまいります。

議員から御質問もありましたように、来年は、水俣病公式確認から70年の大変大事な節目の年を迎えます。

県としても、水俣病の歴史や教訓を風化させることがないように、情報発信、啓発、研修のさらなる強化を図るとともに、水俣・芦北地域の振興や再生、融和、そして被害者、患者、御家族の方々の安心、安全な暮らしの確保などについても、国や地元自治体としっかりと連携し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事からは、大変丁寧な答弁をいただいたと思いますけれども、認定審査については、着実に進めるという答弁からは完了の見通し

がついていないのだなと推察をいたします。個別事情があるのは理解いたしますが、生前に審査が受けられるよう取組をしっかりとお願いしたいと思います。

2点目の健康調査については、40人を対象にフィージビリティ調査、これは実現可能性を示すそうですが、調査を踏まえて、年間500人程度の健康調査が実施可能ではという具体的な数字は示されましたので、これについては推移を見守りたいと思います。

3点目の新しい法案については、過去の救済法案等を踏まえて、国の議論を注視していくということですが、これまでの救済法等で救われない方が各種の訴訟を起こさざるを得ない状況にあることは、知事も認識されていると思います。あとう限りの救済という考えを、前蒲島知事から木村知事もしっかりと継承されていると思いますので、より積極的に新救済法案の実現の応援をしていただきたいと私はお願ひしたいと思います。

4点目の療養手当や離島加算の増額については、国に対しての要望はこれまでも継続して実施されていますが、県が独自に上乗せ支給をして実績を積み上げ、国にその必要性を迫る手法もあるのではないかと考えます。

公害病で被害を受けた方に対して、それこそあとう限りの救済に向けて、県の主体的対応を求めて、この質問を終わりたいと思います。

次に、流水型川辺川ダム建設についてお尋ねをいたします。

国交省は、命と環境を守る緑の流域治水を標榜する県や自治体の要請を受けて、川辺川に流水型ダムを建設することとしています。既に環境アセスに準ずる報告も終わり、来年度の国の予算要求にも60億円投じることが報道されているところです。

このような中に、9月5日から6日にかけて、国土交通省による公聴会が実施されましたが、流域住民らの意見は、28人中22人がダム反対の意見でした。

国交省におかれでは、住民の意見に対して丁寧に対応してもらうものと思いますが、様々な建設反対の論点がある中で、今回、私は、流水型ダム建設により人為的被害が起こり得る点を申し上げ、県としての考え方をお尋ねしたいと思います。

それは、川辺川ダム建設予定地の上流側は、地質が大変もろく、地滑りを起こしやすい地質であり、今回の流水型ダムを造ることは大変危険であるということです。

もう少し詳細に述べれば、ダム建設予定地一帯は、仏像構造線と南海トラフとの間の四万十帯に位置しており、過去において、フィリピン海プレートからの圧縮力を受ける環境にあったとされています。そのため、地層が複雑であり、層状構造を持たない礫を含む形態の岩石が形成されており、割れ目が多数発達しており、そこに降雨等により浸水が起これば、地滑りや山腹崩壊を起こしやすい地域であるということです。

現在、川辺川の両岸には道路が通っており、山中は四浦トンネルや瀬目トンネルを掘って通行していますが、今でもトンネル内の漏水やトンネル内のコンクリートの剥離は起こっており、地盤そのものが動いていると、地元住民からは指摘されています。

(資料を示す)スクリーンには、川辺川ダム予定地の国道445号が通る下部の斜面の状況写真を掲載しています。大雨で斜面が崩壊しています。また、国道下の旧道の擁壁も剥離しており、地元の方によると、地滑り地形の圧力によるものではと伺っています。

また、瀬目トンネルは、ダム建設取付け道路と

して平成8年に完成しましたが、平成12年にトンネル内の剥離が発生し、その後、平成17年に、国、県は検討委員会を設置して原因究明に取り組んだ結果、当初の予想よりも深いところに地滑り面があることが判明したため、山側に大きく湾曲した迂回トンネルを掘り直し、平成29年に現在のトンネルに至った事例があります。

このような地形にもかかわらず、立野ダムの総貯水量の10倍を超える規模の巨大なコンクリートの穴空きダムを建設し、そして、ダム面から10キロ以上の上流まで湛水試験を行えば、その水圧や水の浸透により、川辺川周辺の地滑りは確実に発生すると想定されます。

令和6年2月に完成した立野ダムも断層帯が近くにあり、ダムの基礎部分はセメントミルクにより強化されていますが、上流の両岸の地層が大変崩れやすい地層構造のため、斜面対策を行っています。

川辺川の両岸もそのような対策が必要でしょうが、立野ダムとは比較にならないような費用がかかり、美しいV字谷の景観を形成している山々の緑が失われます。そして、そのような大がかりな工事をしても、斜面崩壊は食い止められないのではないかと考えます。

ただいま述べた大規模のダム建設には不適当な地であることは、熊本大学の元教授である松本幡郎理学博士から、建設省時代から指摘をされており、国交省も当然認識していると思います。

(資料を示す)こういう冊子もちゃんと当時から出されております。

国交省が、環境アセスに準ずる報告はしたものの、今なおボーリングによる地質調査を行っているのはその証拠だと思います。そして、県も、瀬目トンネル問題を取り扱った経験から、このような認識はしていると考えます。

天災は避けられないものがありますが、人災は防げるものであり、防がなければならないと考えます。

ダム完成後のおよそ10キロメートル以上の水没予定地域までの湛水試験という人為的な行為により発生する地滑りや山腹崩壊等の環境破壊について、国、県は責任を取れるのか、知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 川辺川の流水型ダム建設により発生する可能性のある地滑りや山腹崩壊等についてお答え申し上げます。

まず、ダム建設予定地については、これまでも、事業主体である国において、令和7年7月末時点で195本のボーリング調査を行うなど、地形や地質の綿密な調査が実施されているところでございます。その結果、ダム建設に必要な地盤強度やダムの基礎地盤としての安定性が確認されております。

引き続き万全の対策を講じるために必要な調査が進められ、ダム本体工事に際しては、基礎地盤として適さない部分は除去し、堅固な岩盤の上にコンクリートが打設されます。

次に、ダム洪水調整池内の斜面については、一般的に、洪水調節により水をためる際に不安定な斜面内へ水が浸透し、その後、貯水位が低下した際に地滑りが発生する可能性があるとされております。

そのため、国において、ダム洪水調節池内斜面について、既往の文献の収集、整理や地形図、空中写真による分析、さらに現地調査などを実施しまして、地滑り対策の精査が必要と判断した箇所を対象に、令和7年7月末時点で439本のボーリング調査を行うなど、これもまた綿密な地質調査が行われていると認識しています。

引き続き必要な調査が進められるとともに、これらの結果を踏まえ、必要に応じて、安定性を確保するための地滑り対策が行われることになります。

さらに、今、ダム完成前には試験湛水を行い、斜面の挙動を計測、監視して安全性の最終確認が行われます。

議員から、国、県の責任に関してお尋ねがありましたら、議員が懸念されるような事態が起こらないよう、国において、必要な対策が講じられるものと承知しております。

県としては、対策への理解が深まり不安が解消されるよう、引き続き丁寧な説明を国に求めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 問題が起きないように、ボーリング調査を含めて、適切に工事を進めており、なおかつ地盤の安定性は認識しているという答弁ですが、先日の公聴会でも、ダム周辺の地質は、地元でずっと暮らしている住民からも指摘がついているように、非常に崩れやすく、そのことでV字谷の川になっていることを改めて申し上げます。

これを踏まえて、本当に現在の規模のダム建設が適切なのか、まだ検討の余地は十分あるのではと私は思います。

1966年に計画された多目的ダムとしての川辺川ダムは廃止されましたが、それと同規模の流水型ダムは、60年前のダム計画を言い換えただけにしか見えません。止まらない大型公共事業には本当に疑問が残ります。

冒頭に、線状降水帯に対する質問もいたしましたが、気象状況が変化している中で、60年も前に計画されたダムによる治水方法が現代に適しているのか、再検討が必要なのではないでしょうか。

世界各国は、ダムによる治水は環境破壊である

として、ダムによらない治水方式に変わっています。

命を守ることは大変重要ですが、危険な構築物にならぬよう考慮してこそ事業を実施しないと、かえって人災が起り得ることが十分あり得ること、地域住民のダムに対する不安もその点にあることを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

次に、ミサイル配備と台湾有事における本県対応についてお尋ねいたします。

7月29日の熊日新聞朝刊に、自衛隊健軍駐屯地に長距離射程ミサイルが配備されるという記事が掲載されたことは周知のとおりです。その記事には、県の幹部は寝耳に水という表現がされ、情報収集に努めると記されています。

そして、当日の知事の記者会見では、九州防衛局と情報を取り合った結果、10時の記者会見時点では、具体的な配備計画は決まっていない、引き続き検討中との回答を述べ、さらに、知事は、国防については防衛省の専管事項であり、意見を述べる立場はない、県民に不安を抱かせる可能性もある、新しい動きがある際にはしっかりと国から地元に説明していただきたいと発言をされています。

中谷防衛大臣も、当時は、まだ決まっていないと発言していましたが、その後、熊本県のほか、全国5か所に整備する具体的な計画が示されました。

このミサイル車両整備の報道については、戦争になれば標的となると不安を感じている多くの県民の声が上がっていますし、本年6月議会で、我が会派の幸村議員も知事に質問をいたしました。具体的な計画はないので、意見を差し控えたいという答弁でしたが、今回、防衛省の整備計画が具体的になりましたので、改めてお尋ねをしたいと

思います。

知事は、ミサイル配備については防衛省の専管事項であり、知事には権限がないと前回の議会で答弁されていますが、県民の生命と財産を守る立場からすれば、このような標的とされる可能性のある防衛整備には、県民の代表として反対を述べるべきではないかと思います。

近年、防衛強化が当然のような風潮になってきていますが、戦後80年平和を保つことができたのは、不戦をうたう日本国憲法と盾として防衛に徹する自衛隊のおかげだと思います。

しかし、集団的自衛権が認められ、米軍と共同歩調を取り、矛となり得るミサイルを含めた軍備の拡張やそれに伴う防衛費の増大は、戦争への危険性を高めているようにしか思えません。

また、特定の有事を想定したものではないというものの、沖縄県からの避難住民の受け入れに係る初期計画が県として示されました。シミュレーションによれば、本県は、宮古島の約1万2,000人の避難者を受け入れるように計画されています。

この発表を受けて、私たちの会派では、当該の宮古島と石垣島に視察に行き、地元の市議の方々や市民の方のお話を伺いました。宮古島では、有事の際は、リュックサック1つしか携行できない中で避難するよう説明会があつていているようです。島民の方も、避難計画の具体的な説明を受けて、台湾有事に対して、ますます不安になっていますし、畜産農家は、家畜を置き去りに避難はできないと憤っているようです。

そして、意見交換の中で、避難先の熊本に長距離射程機能を持つミサイル車両が整備される話題になりますと、ますます何のために避難するのかという話になりました。また、受け入れの熊本県でも、ホテル等旅館業者の間ではあまり認識がないようですし、一体どれくらいの期間避難をするの

か、受入れ対応は十分なのか疑問があります。

避難シミュレーションの本県の対応の責任者は知事だと思いますが、本県にミサイル車両整備があっても、避難受け入れはしっかりと対応できるのでしょうか。長距離射程のミサイル整備は、市民を巻き込むおそれがあるものであり、熊本県民にとっても避難してくる宮古島の人にとっても、到底受け入れられる話ではないと考えます。

シビリアンコントロールという言葉がありますが、かつて軍拡が戦争に直結したことを考えれば、それを抑止するシビリアンコントロールがしっかり機能しなければなりません。

木村知事は、総務省の出身で、地方分権の推進をして、国と対等な地方のあるべき姿を推進してきたことを踏まえれば、国に対して県民、市民の意見を述べるべき立場ではないでしょうか。防衛省の決定があれば説明を求めるという態度ではなく、より積極的に市民、県民を紛争に巻き込むことがないように、地方自治の長として発信をするべきではと考えます。

ミサイル配備についてのお考えと、本県の自治体の長として県民の不安をしっかりと国に発信していく意思はないのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、沖縄県からの避難住民の受け入れ計画についてお答え申し上げます。

この計画は、国民保護法に基づいて、武力攻撃事態等が起きた際に、国からの指示により、都道府県が県外からの避難住民を受け入れるためのものであります。台湾有事などの特定の有事を想定したものではございません。

また、実際に本県への避難住民の受け入れが決まったというのではなく、あくまでも広域避難を想定したシミュレーションという性格のものでございます。

そのため、今回のスタンドオフミサイルの配備と沖縄県からの避難住民受け入れ計画を直ちに関連づけて捉えるべきものではないと私は考えております。

次に、スタンドオフミサイルの配備についてお答えいたします。

午前中の内野議員の自民党代表質問でもお答えしておりますが、重ねてになりますが、国防に関することは国の専権事項であり、私はその是非を判断する立場にはございません。

ただ、私は、国による積極的な外交の展開により、平和で安定した国際社会の実現を切望しております。今回のスタンドオフミサイルの整備計画も含めた防衛力強化の取組は、こうした外交を開拓する裏づけとなるものとして、これまで国や国会において議論され、結論が出されたものでございます。そのため、国が主体的に、県民に対して説明を行っていただく必要があると認識しております。

健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じる県民はおられることですから、私は、国へ県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう明確に要望を行っております。

その中で、九州防衛局は、本県の要望に基づき、スタンドオフミサイルの配備についての相談窓口の設置やQ&Aの作成を行ったところであり、今後も、Q&Aの充実などにより、県民の不安を解消していただきたいと考えております。

県としましても、県民の皆様からいただいた意見については、しっかりと国にお伝えするとともに、国からの情報についても県ホームページに掲載するなど、県民への情報提供に努めてまいります。

今後とも、県民の不安に対応するため、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明

を行うよう国に要望してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 先ほど防衛大臣の名前をちょっと言ひ間違えたので、ここで訂正させていただきます。

さて、知事の答弁からは、反対の意思表示はなく、説明を求める対応で終わるということでございますので、非常に私としては残念な思いです。

戦後80年を迎える、様々な慰靈の式典において、総理大臣を筆頭に、政府は不戦の誓いを述べ、平和な日本づくりに努めると述べられていますが、一方で、防衛強化の名の下に、軍備の拡大が続いています。

戦争を実体験して、その悲惨な実態を歴史の証人として発信される高齢者がどんどんお亡くなりになる中、反戦を唱える声が過小評価され、戦争ができる国づくりがまことしやかにささやかれる日本になりつつあります。

だからこそ、平和な日本の国になることを願った先人の思いを受け継いで生かされている私たちが、後世の子供や孫が再び戦争で苦しむことがないように、集団的自衛権により他国の紛争に日本国が巻き込まれないよう、軍拡阻止の行動にしっかりと取り組まなければならないと考えます。そういう意味では、沖縄の玉城知事の対応や、広島市と長崎市の市長は反核運動の発言をしっかりされていると考えます。

本県は、自衛隊の駐屯地が2か所あります。私は自衛隊の存在を否定する気はありませんが、市民を巻き込むような軍事システムや兵器の配備については反対です。

ここで1949年8月のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲の保護に関する追加議定書の第58条を御紹介いたします。

この条約には、もちろん日本も協定していま

す。そこには、攻撃の影響に対する予防措置として「自国の支配の下にある文民たる住民、個々の住民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること」「人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること」「自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること」の3点が定められています。

この観点から、今回の熊本市健軍駐屯地への長距離射程のミサイルの配備計画は、国際法上の違反に該当するのではないかと私は考えます。

ロシア・ウクライナ戦争やガザで起きている紛争を見ても、ミサイル攻撃により多くの市民が巻き添えになり、命を失っています。そして、休戦に向かって動くかと思えば、次々と兵器が投入され、爆撃がエンドレスに続く経過に、どんなに抑止力を持った兵器を持っても、いざ開戦すれば終わりのない戦いに巻き込まれます。

だからこそ、相手国に攻撃の口実を与え、本国を紛争に巻き込むおそれがある長距離射程能力を持つミサイルを健軍自衛隊に配備することはおかしいと、自爆行為であるということを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

続いて、熊本—上海線の復便及び航空ネットワーク拡大に向けた展望についてお尋ねいたします。

阿蘇くまもと空港国際線ネットワークの拡大状況は、2019年7月には韓国、台湾、香港の週12便で年間20万人であったものが、2024年3月時点では週39便、年間48万人の旅行客数となっています。

さらに、7月11日に中国東方航空による熊本—上海路線が就航いたしました。中国との航空路線開通は、本県と広西壮族自治区と姉妹都市連携以

来35年を経過していますが、関係者にとって長年の要望事案でありました。今回の就航に至るまでの知事をトップとした関係者の御尽力に敬意と感謝を表します。

そのような中、上海線が10月26日から運休になると、ニュースが飛び込んでまいりました。

TSMCが本県に進出してから台湾と本県の交流が深まり、台湾旅行者が増えていますし、ここ最近は、香港線が風評で欠航したにもかかわらず、中国の方と思われる家族や旅行の一団を数多く目にする機会が増えたように感じていただけに、運休になることは大変残念です。

私は、アメリカのトランプ大統領の政策を見るにつけ、これから日本は東アジアに向けた経済対策をより充実するべきであり、そのため、東アジアとの民間交流は大変重要だと考えます。

ただ、これまででも、日本は、アメリカの防衛や外交戦略を受けて、韓国、北朝鮮、中国との関係は決してよいとは言えない状況にあると考えます。

韓国との関係にしても、10年ほど前はあまりよくなかったにもかかわらず、現在は友好交流が進んでおり、実際に本県もソウル線や釜山線も充実してきました。国同士の政治的な対立で相互理解をやめるのではなく、経済や観光交流で友好関係を深めていくことが、平和な未来を築く礎になります。韓国の事例のように、上海路線の就航は、これまで以上に日中友好交流の促進や台湾有事の抑制に寄与するものと考えます。

また、上海空港は、東アジアのハブ空港であり、1,200万人の人口を持つ世界都市です。上海一熊本線の就航により、本県の若者が東アジア、東南アジアに関心を持ってもらい、見聞を深め、交流を促進する契機にもなるのではないかでしょうか。

このため、熊本一上海線の運航ができる限り早期に再開していただきたいと考えておりますが、県として今般の熊本一上海線の運休をどのように受け止められているのか、その上で今後の対応をどのように考えておられるのか、また、中国を含む東アジアや東南アジアへの航空ネットワークの拡大についてどのような方針で進められているのかについて、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、上海線の運休への受け止めと今後の対応についてお答えします。

上海線は、中国とのビジネスや観光、教育、文化など様々な面での交流促進につながる、熊本県にとって待ち望んだ路線であり、7月に就航が実現した際には大きな期待を寄せたところです。それだけに、今般の運休という急な知らせには大変戸惑いを感じました。

しかし、当路線を運航する中国東方航空からは、機材繰りや運航計画の見直しのため一時運休するものの、熊本一上海線は重要路線であり、一日も早く運航を再開できるよう尽力すると伺っていますので、早期の運航再開に向けて同社へ強く働きかけてまいります。

次に、東アジアや東南アジアへのさらなる国際線ネットワーク拡大についてお答えします。

熊本国際空港株式会社の中期事業計画では、現在就航しているソウル、釜山、台北、高雄、香港、上海の6都市に中国の他の1都市とタイを加えた8路線の実現を2028年度までの目標として掲げており、県としても、同社と連携の上、路線の拡大に向けた営業活動を精力的に行ってています。

具体的には、現在、タイ・バンコク路線の誘致活動を進めています。本年1月には、知事がバンコクを訪問し、トップセールスを行いました。さ

らに、8月には、私もタイのフラッグキャリアであるタイ国際航空など複数の航空会社を訪問し、熊本県の魅力を最大限にPRするとともに、タイへの直行便就航に向けた意見交換を行い、手応えを感じたところです。

また、台湾、韓国など既存路線についても、増便や機材大型化などによるさらなるインバウンドの獲得や交流の促進等を図るため、各航空会社との協議を進めています。その成果として、本年8月から、チャイナエアラインによる高雄線の週3便から週4便への増便が実現しました。また、10月26日から、大韓航空によるソウル線の週3便から、デイリー運航への増便も決定したところです。

なお、路線の維持を図るために、インバウンド、アウトバウンド双方の需要が重要となります。特に課題とされる熊本から海外への利用促進を図るため、若い世代が海外に関心を持っていただけのようなプロモーション等を強化したいと考えています。

引き続き、世界に開かれた活力あふれる熊本の実現、阿蘇くまもと空港が誇る地方空港ナンバーワンネットワークのさらなる充実に向けて、関係者との連携をしっかりと図りながら、歩みを着実に進めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 企画振興部長から、大変前向きな答弁をいただき、私としては、満点の回答をいただいたというふうに感じました。

待望の上海路線が、いきなり運休と聞いて大変残念に思いましたし、現在のような日中間の政治関係からすると、再開はなかなか厳しいようになっていましたが、県及び熊本国際空港株式会社も、引き続き、再開に向けて、積極的な努力をする旨の回答をいただきましたので、大いに期待を

いたします。

再開した暁には、広西壮族との交流を深め、また、食のみやこ関連で、世界の食のみやこ四川省と本県の姉妹交流を目指して活用していきたいなと私は考えています。

さらに、上海以外の中国の1都市とタイを加えた8路線が2028年度までに就航できるよう取り組み、その成果も順調にいっているとのことです。

世界に開かれた活力あふれる熊本として、熊本から東アジアへ若い世代が飛び立つ空港へと発展することを期待して、次の質問に移ります。

今後の米の生産対策についてお尋ねをいたします。

令和の米騒動が起り、備蓄米放出をする中で、農林水産省は、米の需要見通しの誤りを認め、作況指数公表の廃止、米の流通構造の透明化など、様々な米をめぐる変革に取り組み始めました。

中でも、米の生産調整の方向性を見直し、米の生産構造改革に着手するという政府の方針が示されたことは、農業改良普及員として稻の生産指導を担当していた私としては納得をいたします。

しかしながら、政府の方針が変わったとしても、一朝一夕に現場が変わるような簡単なものではないということは言うまでもありません。今後も米生産をめぐる施策は国の動向次第で変わってくるのだろうが、本県における現状課題について、2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、種もみ確保の問題です。

これまで、国は、米、麦、大豆等主要農産物の種子を守る法律、いわゆる種子法を制定して、稻の場合は、種もみ生産に力を注いきました。しかし、2017年3月にこれを廃止しました。理由は様々ありますが、民間でも種子生産を専門とする業者も出てきたことで、公として役割を軽減する

という判断もあったようです。

しかし、種を制する者は世界を制するという言葉があるように、種を支配する外資系民間企業の圧力が大きく関わっているものと私は考えています。

同様に、種苗法も、種子法廃止から遅れましたが、種苗開発者の権利を守ることを優先とした改正がなされています。

これらの法の廃止や改正が、既存の農家の自家採種や種苗増殖に大きな制限を与え、農家経営に影響を与えています。

ただ、種子法については、本県は、いち早く熊本県種子条例を創設したこと、県内農家への種の供給が円滑に行われるシステムを残すことができています。当時の行政、議会の皆さんのお協力のたまものだと思います。

さて、本題に戻りますが、政府が稻の増産政策に切り替えて、農家がそれに応えるためには、作付面積の拡大が伴います。そこには、播種される種もみの量確保も必要です。

稻の種もみは、生産農家が自家採種により確保して翌年に利用していますが、これを繰り返していくと、他品種との交雑や品質の経年劣化が起こり、米の品質が落ちてきます。

そのため、県は、指定した採種圃場で生産された種もみに毎年更新するよう奨励しています。その種もみを購入するためには、2年前から予約をしていないと入手できません。ですから、政府が、来年、急に米の生産を増産すると言っても、種もみを確保することは容易でないということは理解していただけると思います。

先日、山鹿市菊鹿町五郎丸という採種圃場での作付の状況調査をさせていただきました。私も、40年前に、普及員として採種圃場の栽培指導で勤務をしていた地域です。現在、この集落、20ヘク

タールのうち約半分の10ヘクタールが採種圃場として取り扱われています。

しかし、担い手は現在5人で、あと2年すれば私たち2人しかいなくなるだろうということです。それを話してくれたお2人も、奥さんの体力がもたないからやめようかと考えているということでした。このままでは採種圃場はなくなるというのが率直な感想でした。同行していただいた鹿本農協、鹿本振興局、県農産園芸課の方も、今後については危機感を抱いているようです。

県下には、この地区だけではなく、米、麦、大豆の採種圃場はあるかと思いますが、担い手の減少と高齢化等、将来の見通しはどこも同じだと考えますが、県として、今後優良種もみを確保するために、採種圃場の現状を踏まえてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2点目は、国は生産調整の方向性を見直すということですが、県として米の生産を今後どのようにしていくのか、そのためには県計画が必要ではないかという点です。

県の計画は、当たり前のように思われるかもしれません、長期計画は今ありません。以前は、10年単位の米、麦、大豆等に関する生産計画書があり、その当時は、県の方針の下に、地域振興局単位に生産計画や栽培方法が具体的に示され、行政指導や普及指導が行われていました。

長期計画がなくなったのは、自由競争経済の中で、作付、販売等は個人の自由であり、県として米の生産から流通に関わる指導は必要ないという判断があったものと思われます。

しかし、この令和の米騒動を経過して、やはり主食の米生産については、生産対策から流通対策を経て消費者へ供給する国産自給率100%のシステムをつくるなければならないと感じています。特に農業県熊本は、それを率先していく立場にあ

るのではないでしょうか。

政府は、稻の生産構造改革の取組として、大規模農家、スマート農業、さらには輸出拡大策を前面に押し出していますが、そのような米生産ができる地域や農家及び企業は限られています。9割近くの生産は、中山間地や先祖の土地を守る兼業農家や零細農家が担っている中で、地域実情をしつかり踏まえて、県は今後の米生産の計画をどのように考えていかれるのでしょうか。

以上の2点について、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 米の生産については、本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、令和9年度から水田政策を根本的に見直すとされ、さらに、増産にかじを切る方針が示されるなど、大きな転換期を迎えております。

1点目の水稻種子の確保については、議員御指摘のとおり、種子生産者の減少や高齢化が進んでいることから、生産者の確保が重要な課題と認識しております。

県では、令和元年に制定した熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例に基づき、種子産地強化計画を令和5年に策定し、生産者の確保をはじめ、圃場の確保、種子生産技術の維持・継承、機械及び施設等生産設備の確保の4つの方針を掲げ、種子産地の強化と優良種子の安定供給を取り組んでおります。

この計画に基づく生産者の確保に向けた取組の一つとして、地域営農法人などを種子生産の担い手とした生産体制づくりを進めております。現在、種子産地8地域のうち4地域で、7つの法人が担い手として活躍されており、種子生産における持続性の確保や圃場の集約化、生産の効率化が

進んでおります。

加えて、新規生産者への生産技術指導を強化するとともに、種子専用機械、施設の整備を支援しております。

2点目の米の生産計画については、国が示す主食用米の需給見通しに基づき、生産者の作付判断材料となる米生産の目安を県から地域に示しております。県では、米の計画的な生産に向けて、需要に応じた売れる米作りとともに、加工用米や飼料用米など、多様なニーズに応じた水田の効果的な活用が重要と認識しております。

そこで、国の交付金制度を最大限に活用し、米、麦、大豆のほか、飼料用米や野菜等の高収益作物など、地域の実情に応じて作物の生産を進めております。

また、中山間地域では、農業者等の安定生産に向け、有機栽培など、付加価値の高い米の生産を推進しております。

県としましては、令和9年度に見直される水田政策の方針を踏まえて、市町村や農業団体と連携し、水田をフルに活用した持続的かつ計画的な米の生産に向けた取組を推進してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 県として、採種圃場の維持に向けて、生産対策にしっかりと取り組んでいるということで、ひとまずは安心ですが、紹介したように、既存の採種圃場の現場は大変厳しいものがあります。短絡的に採種圃場を新たにつくればという意見もあるかと思いますが、よい種もみが生産されなければ、作付後の収穫量に大きな影響が出ます。

先ほど事例に挙げた菊鹿町五郎丸地区が、何ゆえこの地域が採種圃場に指定されたのかを地元の方からお聞きしましたが、この地区は、千粒重、もみ千粒の重さが他の地域よりも重いことから、

それだけ充実した種が取れることが理由で選定されたのだと歴史を伺っています。

4地域で7法人が担い手として頑張っているとのことですので、今後とも、県の採種圃場の生産維持にしっかりと取り組んでいただくよう重ねてお願ひいたします。

また、県の長期計画については、令和9年度に見直しされる水田政策の方針を踏まえて、関係団体と計画的な米の生産に向けた取組を推進していくということですが、県としても、品種開発、栽培方法、スマート農業等新技術の導入、土地区画整理、流通販売等に、農業研究センター、農業普及振興課、農地整備課、流通アグリビジネス課等、多くの県の機関が関わっており、それが最終的に生産者や消費者に関わってくる話ですから、県として、長期的な視点を持った方針を定めて、今後の米生産に臨んでほしいと申し上げて、終わりたいと思います。

続きまして、公立病院の維持についてお尋ねをいたします。

自治体は、地域住民サービスの様々な業務を行っていますが、病院事業もその一つです。以前は、自治体が病院経営を直接行っていましたが、官から民への流れの行政改革の中で、指定管理病院や独立行政法人として経営を行っている公立病院もあります。

しかし、その位置づけは、民間医療機関の立地が困難な地域における医療の提供や、離島、山間地等への僻地医療の確保、救急医療の確保や小児医療、周産期医療、精神医療、結核医療、感染症医療など、不採算・特殊部門に関する医療の提供等を担う病院となっています。

病院の収入は、民間も公立の病院も、基本的に国の定める診療や医療点数に基づき算出されますが、現在の資材費や人件費の急激な高騰に対する

配慮が乏しいため、赤字経営に陥っているのが現状です。

県内の公立病院の経営状況は、令和5年度では、16の病院のうち9病院が赤字となっており、全国自治体病院協議会による直近の令和6年の決算報告の概要では、全国の9割の病院が赤字であり、本県も、1病院を除いて赤字であるという調査報告を伺っています。

このような中、今年度は、国家公務員の人事院勧告により、例年どおりであれば、県内の公務員賃金水準も上がる人事委員会勧告が出る見込みですが、病院勤務の公務員は、勧告どおりベースアップが支給できるのか難しいのではという話も出てきています。加えて、中堅層の職員が民間病院に移籍して、職員確保が困難になっている病院もあるようです。

医師の不足や偏在については、これまで議会で幾度となく取り上げられ、県の取組による寄附講座の開設や奨学金制度の充実で対策がなされてきていますが、医師の下で働く職員が確保できなければ、病院の運営はますます厳しくなります。

さらには、人件費高騰に加えて物価高騰の中、医療に必要な資機材も、耐用年数を超えても使用せざるを得ない病院の事例も報道されています。

病院を抱える自治体は、病院事業経営に対して一般会計からの繰出金制度がありますので、これまで述べた問題を解決するためにも、県から公立病院を有する市町村に対しての支援や助言等が必要だと考えます。

地域医療の拠点として住民の生命を守る公立病院経営の支援を今後どのように対処していくのか、総務部長にお尋ねいたします。

[総務部長千田真寿君登壇]

○総務部長(千田真寿君) 多くの公立病院では、僻地などにおける医療の確保や救急、小児感染症

医療といった、不採算となりがちな部門等に関する医療の提供を担っています。

また、ほとんどの公立病院が公営企業として運営されており、他の公営企業と同様独立採算が原則ですが、不採算であっても、公立病院が担うべき機能について自治体が一般会計からの繰出金で支援した際には、国が地方財政措置を講じる仕組みとなっています。

近年、公立病院の経営は、人事院勧告等を踏まえた人件費の増加や物価高騰に伴う水道光熱費の増加等により厳しさを増しています。令和5年度決算では、全国で約7割の公立病院が経常赤字となり、県内の市町村が設置する公立病院においても、全16病院中9病院が経常赤字で、令和6年度の診療報酬改定以降もなお、大変厳しい状況が続いている。診療報酬制度の下、料金を独自に設定できないことは民間病院も同じですが、特に採算性が低い医療を担う公立病院においては、最近の人件費や物価の増嵩は経営の悪化に拍車をかけていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、県では、経営状況が特に厳しい公立病院に対しては、直接訪問し、課題の分析把握や有利な資金の活用の提案など、経営改善に向けた助言を行っています。

また、国に対しては、診療報酬の改定と併せ、賃金や物価の上昇が適時適切に反映される仕組みの構築や、一般会計からの繰出金に対する地方財政措置の拡充を要望しているところです。

さらに、昨年度の国の経済対策を活用し、生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金により、公立病院を含めた医療機関における職員の処遇改善や業務効率化等の取組を支援しているところです。

今後とも、公立病院が、それぞれの地域において、持続可能な医療提供体制を確保し、その役割

を果たせるよう、設置自治体とも連携し、経営改善に向けた支援を行ってまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 病院事業は、健康福祉部も関係ありますが、経営については、一般会計の繰り出しが大きく関わることから、総務部長に答弁をいただきました。

現状をしっかりと認識していただき、総務省にもしっかりと働きかけをしていただけることなので、公務員医師や看護師等の確保、条件整備をしっかりとお願いいたします。

また、厚生労働省からは、今年度については、2月に成立した経済対策予算の活用で、1ベッド当たり4万円、その他物価高騰対策事業が活用できるということなので安心しましたが、当然1年限りですから、やはり厚生労働省のほうで医療点数等の見直しを抜本的にしてもらい、民間も含めて、地方の病院存続に向けて、政府並びに県の支援を強化していただきたいと思います。

地方に安心して住めるには、役所、学校、病院、公共交通機関等、日常生活を支える基幹的な施設や人材がそろっていることが重要であり、そのため税金が投入されています。

赤字経営からの脱却を急ぎ、日頃不要なベッドや医療器具、スタッフを減らし過ぎれば、負の連鎖で病院が消滅した結果、地方に人が住めなくなるようになってしまうと警鐘を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

児童相談所の体制についてお尋ねいたします。

この課題の質問も、平成22年を皮切りに、過去6回質問をしております。人員体制の拡充や八代児童相談所の改善等、執行部の対応もしっかりしていただいているところです。しかしながら、現状の問題を申し上げ、さらなる改善をお願いしたいと思います。

児童相談所は、県の中央児童相談所と八代児童相談所、そして熊本市に児童相談所が設置され、この3か所が基幹的な役割を担っています。

県の人員体制も、平成25年は43人から、令和7年現在では93名に倍増して、中央児童相談所には児童施設・初動課、児童支援課、心理判定課、一時保護課の4課体制、そして八代児童相談所に職員が配属されています。また、数だけではなく、心理士や警察、弁護士等の専門性を持った職員も増員されています。

しかし、その対応すべき相談件数は、平成25年の597件から令和6年には2,819件と、11年間で4.7倍の件数になっています。

このような中で、職員からは、年間1,000時間を超える時間外を行っている職員が多数いることや、パソコン業務に資するOSの入替えによるシステム変更対応で大変な時間を取られるという声が寄せられており、職員が疲弊し、異動希望や退職をする職員の数が増えている実態があります。

執行部におかれても、この状況は認識されており、プロジェクトチームを立ち上げ、児童相談業務の適正化や業務の効率化に向けた検討に取り組んでいることは了解していますが、児童の虐待死やそれに準ずる事件が起きると、最終的には警察の対応や児童相談所の対応が取り沙汰されている報道を目にすると、本県の対応をもっと抜本的に、そして早急に改善する必要があるのではと考えます。

例えば、千葉県では、審議会の答申により、一時保護所の充実と職員の勤務環境の向上の2点を柱として、令和6年度から8年度完成に向けて、2か所の児童相談所の新設、建て替えを進められています。完成予定図の広い空間と機能的な勤務環境は、虐待等を受けた不安な児童を落ち着かせる効果と、その対応に当たる職員にストレスを感

じさせない活動意欲に十分応える施設だと私も思いました。

千葉県だけではなく、既に九州各県でも児童相談所の新設は進んでいるところです。

しかしながら、現在の県の中央相談所も築37年となり、老朽化が進んでいます。また、県の一時保護所も老朽化が進んでいることから、現代の1人1室の居住感覚としては、児童にも決していい環境ではないと思います。

一方、本県の児童自立支援施設の清水が丘学園は、新たな施設として改修が進められています。

ただいま申し上げた点を踏まえ、こどもまんなか政策を掲げる県として、児童相談所の新設、建て替えを含めた施設整備をする計画はないのか、また、職員の勤務状態の改善に向けてどのように対策を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

【健康福祉部長下山薰さん登壇】

○健康福祉部長(下山薰さん) 児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、児童虐待への社会的関心の高まりなどもあり、近年、高止まりの状態となっています。

子供たちの安全、安心な生活環境を守り、子育て家庭への支援を行う児童相談業務がますます重要な中、職員の業務の適正化と効率化は、喫緊の課題であると認識しています。

まず、1点目の児童相談所や一時保護施設の施設整備についてお答えします。

現在のところ、新設、建て替えの計画はございませんが、計画的な維持補修等を行うことにより、必要な勤務環境の確保を図ってまいります。特に一時保護施設については、不適切な養育環境に置かれていた子供たちに安心できる生活の場を提供するため、一時保護施設の基準に関する条例に則して、必要な環境改善を進めてまいります。

次に、2点目の児童相談所職員の勤務環境、勤務状況の改善に向けた対応についてお答えします。

児童相談所における業務量の増加に対しては、議員御紹介のとおり、職員の増員、専門職員の配置など、組織体制の整備を行ってまいりました。

また、本年3月に改定した社会的養育推進計画において、子育て家庭への支援の充実を重点項目に位置づけ、不適切な養育の未然防止に取り組むこととしました。

具体的には、児童相談所と各市町村のこども家庭センター、県内7か所の児童家庭支援センターとの連携をさらに強化し、課題を有する家庭に早い段階から支援に入り、児童虐待など重篤な事案の発生を予防してまいります。そのような取組を着実に進めることで、児童相談業務の総量を減らし、負担の軽減も実現したいと考えています。

また、児童相談所においては、児童や保護者などの面談、それを踏まえた資料作成に係る業務負担が大きくなっています。このため、直ちに取り組む対策として、タブレット端末などのデジタル機器や資料作成の支援を行うAI技術の導入に向けた準備も進めています。

未来を担う子供たちが、将来に夢を持って成長できることもまんなか熊本の実現と、児童相談所の職員がその専門性を發揮し、やりがいを持って業務に取り組むことができる職場づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 児童相談所の相談業務は、子供を守るために、子供の家庭の親兄弟の人間関係にも複雑に関連しています。

今、民間放送のテレビで、児童相談所を取り扱ったドラマが放映されていますが、取り扱われている内容は、見ている私も驚くような複雑な家族

関係や社会環境事例であり、その解決に向けて、深夜の業務や警察業務のような環境調査、そして対人業務に悩む姿が、県の児童相談業務に当たっている職員と重なります。

ドラマは、最終的にハッピーエンドで終わりますが、現実の県の職員は、終わりのない日々の業務が続いているのだと思います。

特に、質問の中でも取り上げましたように、事件が起きると、児童相談所の対応が取り沙汰されますし、それに必要な活動業務報告書が重要視されますので、今回の答弁にあった業務報告書のスピード化や効率化に資する取組は、職員の負担軽減につながるものと期待をいたします。

あわせて、経験の未熟な職員にとっては、現場の対応力は大きな障壁になっていると思いますので、社会的養育推進計画に基づき、市町村のこども家庭センターとの連携強化と併せて、県職員の能力向上のための研修の時間をしっかりと確保していただくことも大事なのではないかと思います。

また、新たな施設の建設については、現在計画がなされていないということですが、耐用年数も近まる中、施設の更新は避けて通れません。子育て支援に政府も力を注いでいる中で早期の御検討をいただきたいと重ねて要望して、この質問を終わりります。

続いて、外国人の犯罪等の実態と対応についてお尋ねいたします。

さきの参議院選挙では、国内における外国人による犯罪事例や生活保護等に関する様々な事例がSNSで取り上げられ、日本人ファーストという言葉が社会を席巻しました。そのことに対して実態は異なるという反論や外国人に対する偏見、差別があつてはならないという意見も上げられ、今なお、様々な場面で議論が交わされています。

国内の外国人の増加は、観光などのインバウン

ドによる旅行客や技能実習生として在留する外国人、正規職員として日本で就労をする外国人、勉強で渡来している学生や、中には日本人と結婚している人など、その実態は様々なものがあります。

その結果、ある地域では、特定の外国人が集団で居住するようになり、以前から問題となっていた在日朝鮮人に対する対応のほか、最近では、クルド人に関する問題など、新たな社会的問題も起きています。

この熊本県でも、TSMCの進出を受けて、台湾をはじめとした外国人労働者がアパート等に集団で居住するようになり、関係する自治会長や住民などから不安の声が寄せられているところです。

法務省の統計によりますと、県内における令和6年末現在の在留外国人の数は2万9,385人で、前年同期比でプラス3,796人、14.8%の伸び率となっており、その数は確実に増えていますが、外国人による交通事故や治安を脅かすような窃盗、傷害等の犯罪の発生状況はどのようにになっているのでしょうか。

いたずらな外国人に対する差別や偏見は、これからますます国際化の進展に向けて本県の取組が進んでいく中、大きな支障になりますし、それなくすためには、共生社会の実現を目指すところが肝要だと思います。

本県における外国人による交通事故及び犯罪の実態や外国人との共生に向けた治安対策等をどのように推進しているのかについて、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) まず、県内における外国人による交通事故及び犯罪の実態についてお答えします。

県内における外国籍当事者が関与する交通事故の発生状況については、令和元年は55件、コロナ禍にあった令和2年から4年は年間30件から40件程度で推移しており、令和5年は51件、令和6年は50件と、コロナ禍前の水準に戻りつつあるものの、令和元年と比較すると、ほぼ横ばいとなっております。

県内における刑法犯と特別法犯を合わせた来日外国人の検挙人員については、令和元年は74人、令和2年から5年は年間40人から50人程度で推移しており、令和6年は53人となっています。令和6年は前年比で12人の増加となっていますが、令和元年と比較すると、依然として21人少ない状況となっています。

また、来日外国人による犯罪の検挙件数については、令和5年は52件、令和6年は134件と、同年は前年比で82件の増加となっています。

なお、検挙件数については、余罪多数の被疑者を検挙した年は、件数が大幅に増加することに留意する必要があります。令和6年の増加についても、同年にベトナム人グループによる空き家対象の連続侵入盗事件を検挙したことが要因であり、現時点では、外国人による交通事故や犯罪が急激に増加している状況ではないと認識しております。

県警察としては、引き続き、違法行為に対しては、国籍等にかかわらず徹底した取締りを行うなど厳正に対処し、外国人を含む県民や来県者の安全、安心を確保する各種警察活動を積極的に推進してまいります。

次に、外国人との共生に向けた治安対策等についてお答えします。

県警察では、外国人材の受け入れや共生に寄与する総合治安対策として、24言語161名の部内通訳人及び民間通訳人を運用しているほか、現場警察

官に翻訳アプリを搭載したスマートフォン等を配備し、日本語が分からぬ外国人への対応やコミュニケーションの円滑化を図っているところです。

また、外国人からの110番通報に的確に対応するため、多言語コールセンターや部内通訳人との三者通話により、日本語以外の言語による通報も受理できる体制を確保しています。

交通事故や犯罪抑止対策としましては、自治体等の関係行政機関や企業等と連携しながら、在留外国人に対する交通安全教育や防犯講話の開催のほか、通訳人を帯同した巡回連絡等にも取り組んでいます。

今後も、外国人が交通事故や犯罪に巻き込まれたり関与したりすることのないよう、日本語が分からぬ外国人に向けた広報啓発資料等を作成して情報発信の高度化を図るなど、外国人との共生に寄与する治安対策を推進してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 警察本部長の答弁にありましたように、本県の外国人の在留者数は増えているものの、犯罪率は一定であるということです。

また、言葉の理解不足を補うためにも様々な取組をしていただいていることを御説明いただき、ありがとうございます。

犯罪をしっかりと取り締まることは、治安をよくするために大変重要であります。そこには、外国人だからとか日本人だからということはありません。罪を犯した者は、しっかりと取り締まることが重要です。偏見によって外国人による犯罪が増えているという風潮は、警察の公平、公正な取締りで防げると私は思っています。それができているから、世界に誇る日本の治安のよさがあると思います。

法務省も、来年度の予算要望の中に、外国人へ

イトの実態調査に乗り出すことが新聞記事に取り上げられていました。ヘイトスピーチ解消法の施行から10年を迎える中で、デモによるヘイトスピーチに替わり、SNSやインターネット掲示板による投稿が目立つようになったためとされています。

法律の施行者である法務省とそれに基づき取り締まる警察部門が冷静に活動することで、地域住民や外国人も安心して過ごすことができます。

共生社会を目指して普通に暮らしていれば安心して暮らせる熊本に、警察の皆さんにも御協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、マンガ県くまもとの取組についてお尋ねをいたします。

このテーマも、私、10年以上質問を重ねているところです。前回の12月の議会でも質問させていただき、県の取組の進捗状況を確認させていただきました。

中でも、熊本地震復興協力で建立されたワンピースの銅像を巡るインバウンド旅行客の関心は、依然として高いものがあります。九州産交ツーリズムによるバスツアーも盛況であったようですし、県庁前のルフィ銅像には、土日はもちろん、平日でも国内外の観光客が訪れて写真を撮っている姿をうれしく思います。

また、人吉の夏目友人帳の取組も進んでいるようですが、先日、相良村を訪れたときに、バス停や田んぼの広がる農道で、若いグループやカップルが歩きながら写真を撮っている姿を目にして、聖地巡りで訪れているのだと一目で分かりました。

また、桜町くまモンビレッジ横では、夏目友人帳の紹介やグッズ等販売コーナーがかなりのスペースで出展されて、国内外の観光客でにぎわっており、マンガ県くまもとの施策がうまくいってい

るのではと感じたところです。

さて、今回質問に取り上げたのは、知事が各市町村にお出かけして地域の方と様々な意見交換をされている中で、天草の高校生から、ワンピース関連の銅像を設置できないのかと要望された記事を目にしたからです。

県内各地で、御当地のアニメコンテンツが展開されています。人吉、球磨の夏目友人帳、芦北の放課後ていぼう日誌、熊本周辺のワンピース関連の銅像があります。

また、高森町では、全国から入学を希望する青年が集まる高森高校のマンガ学科があり、いよいよ卒業生がこれから活躍していくこととなりますし、096K熊本歌劇団の活躍も大変楽しみなところです。

天草のほうでも、先日、池田議員が紹介された漫画家・高浜寛さんのコンテンツ関連が広がることも期待しているところですが、天草の高校生の発言は、そういう魅力あるコンテンツが、地方創生とまでは言いませんが、若者が楽しみを持って地方で暮らせる、または観光客が訪れてにぎわうまちづくりに資するという提案だと察したところです。

ある記事によると、若者が都会を目指すのは、大学への進学やその後の就職等生活資金を得ることが主でしょうが、イベントやコンサートなど楽しめる空間があることが大きな魅力の一つだそうです。

地元の親元就農や就労をして堅実に働いていても、楽しみの場が少ないことが、若者の地方から都会への流出の原因であるとされています。

石破総理が、地方創生の概念に「楽しい日本」を掲げましたが、一理はそういうところもあると考えます。

そこで、マンガ県くまもととして、これまでの

取組を踏まえて、さらなる地方の活性化や地方の若者が楽しめるような取組がもっとできないのか、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 本県ゆかりのマンガ・アニメ作品と連携した取組は、熊本でしかできない体験やイベントの開催、コラボ商品の販売などを実現し、本県観光の主要なコンテンツの一つに成長したと感じております。

中でも、『ONE PIECE』熊本復興プロジェクトで設置された10体の麦わらの一昧の銅像は、国内外のファンを引きつけ、平日、休日を問わず、多くの観光客が訪れています。

令和2年7月豪雨災害以降、人吉・球磨地域で多くの観光客を集める夏目友人帳についても同様でございます。アニメのモデル地や人吉市内に点灯している影絵を楽しみに多くのファンが訪れ、中には、地域の人々の優しさや自然豊かな風景に癒やされ、繰り返し訪れる方もいらっしゃいます。

また、若者の漫画、アニメに対する関心度は非常に高く、議員御指摘のとおり、若者の流出という課題に対し、地域において、漫画・アニメ作品と連携した取組を行うことが、地域の方も気づかなかつた新たな魅力の発見につながり、定住やUターンの動機づけの一つになると感じております。

特に、県内の高校や専門学校、地域企業が連携し、漫画、アニメをテーマとした創作活動やイベントを通じて、若者が地域に関わる機会を増やしていくことは、観光客の誘致だけでなく、地域に住む若者の満足度向上にも寄与するものと考えております。

このような漫画、アニメと連携した取組は、県内各地で徐々に広がっておりますが、さらに取組

を広げていくためには、原作者や版権を管理している出版社はもとより、地元の市町村や事業者、教育機関の理解と協力が極めて重要でございます。

また、地域の方が主体的に関わり、作品の世界観と地域資源を融合させることで、より深みのある観光体験、地域の魅力発信につながるものと確信をしております。

県としましては、本県ゆかりの漫画、アニメの発掘、活用はもとより、出版社等との連携を深めながら、県内各地の特色を生かし、それらを舞台とした新たな作品の創出など地域の活性化につながる施策が展開できるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 先日、インターン学生とともにワンピース銅像10体を巡る活動を行いました。残念ながら、月曜日でしたので、ロビン像だけは、熊本地震震災ミュージアムの閉館日に当たり、見学ができませんでしたが、どこの銅像にも途切れのない観光客が訪れていました。最初に比べると、どこの銅像周辺も整備が進んでおり、特にフランキー像が設置されている高森駅は、すばらしい駅に改修され、ワンピース列車も停車しており、見どころのある観光施設になっていると感じたところです。

また、天草・御所浦の恐竜の島博物館では、本県が連携している「クレヨンしんちゃん」が応援隊長に就任している記事も目にしました。

地方に住む高校生や若者が、アニメコンテンツを活用した地域活性化を望むのは、自分たちの住んでいる地域が明るく楽しい地域になることを望んでいるからだと考えます。

政府も、漫画・アニメコンテンツに力を入れていく方針と伺っていますので、本県の施策にも追

い風が吹いていると思います。大型箱物の施設にこだわるのではなく、地域に溶け込むような漫画・アニメコンテンツ活用により、マンガ県くまもとが広く県下に浸透し、全国の先進県として今後も取り組んでいただこうと期待して、この質問を終わります。

以上で本日の代表質問を終わらせていただきます。

昨日は、秋の例大祭が盛会に開催されました。随兵寒合という言葉がありますが、この祭りが終わると、朝夕が冷えて熊本の秋を迎えると言われておりますが、今朝は、まさにそれを体感するような朝だと思います。猛暑日が続いた異常気象の日本ですが、もう熱帯夜が終わり、台風の来ない秋の行楽シーズンを迎えるものだと思います。

以上で、若干時間ありますけれども、本日、終わらせていただきます。

最後まで御清聴いただきました皆様に心から感謝を申し上げまして、登壇を終わります。

本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 以上で本日の代表質問は終了いたしました。

明日23日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る24日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時37分散会

